

平成 2 3 年度筑前町決算審査特別委員会記録（2 日目）	
招集年月日	平成 2 4 年 9 月 2 0 日（木）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 2 4 年 9 月 2 0 日（木） 9 時 3 0 分
散 会	平成 2 4 年 9 月 2 0 日（木） 1 5 時 4 7 分
正副委員長	委員長 矢 野 勉 副委員長 一 木 哲 美
出席委員	1 番 山 本 久 矢 4 番 田 中 政 浩 6 番 川 上 康 男 8 番 久 保 大 六 1 0 番 梅 田 美代子 1 2 番 内 堀 靖 子 1 4 番 金 子 保 次 1 6 番 宮 原 均 3 番 栗 野 光 雄 5 番 石 丸 時次郎 7 番 福 本 秀 昭 9 番 一 木 哲 美 1 1 番 藤 野 久 1 3 番 河 内 直 子 1 5 番 矢 野 勉
出席委員	1 5 名
欠席委員	な し
会議事件説明 の為に出席し た者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 教 育 長 大 雄 信 英 企画課長 伊 藤 宗 彦 税務課長 森 部 純 一 住民課長 小 林 秋 彦 環境防災課長 砥 綿 淳 二 都市計画課長 金 子 一 智 農林商工課長 山 本 一 洋 下水道課長 村 下 大 成 福祉課長 倉 地 善 一 教育課長 佐 藤 繁 人 副 町 長 畠 中 誠 二 総務課長 広 田 博 文 財政課長 岩 下 定 幸 納税推進室長 大 庭 俊 一 健康課長 吉 郷 豊 建設課長 美 根 勉 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 出納室長 川 波 厚 志 水道課長 原 口 博 文 こども課長 久 家 和 文 生涯学習課長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
職務のために 出席した者の 職氏名	議会事務局長 松 尾 政 記 財政課財政係長 古 川 秀 志 議会事務局主査 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 3 年度決算審査特別委員会

[第 2 日]

平成 2 4 年 9 月 2 0 日 (木)

開 会	
委 員 長	本日の出席委員は、１５人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 （９：３０）
委 員 長	決算審査特別委員会を、昨日に引き続き行います。 建設課を始める前に、昨日の栗野委員の広域消防負担金の件で、環境防災課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 環境防災課長
環境防災課長	昨日の栗野委員から出されておりました広域消防負担金の算定根拠、負担率に関する質問について、環境防災課のほうより報告をさせていただきます。 広域消防負担金につきましては、広域圏で十分審議され決定された内容ではございますが、決算書の中で負担金が２２年度より増額になっているということでの説明として、報告をさせていただきます。 広域消防負担金は、常備消防費に係る基準財政需要額をベースとして、３市町村の負担割合によって決定されておりますが、増加の要因といたしましては、負担割合の中で、筑前町が他の朝倉市、東峰村より人口の減少率が少なかったために、負担金の増加に影響したものと思われま。 平成２３年度の人口減少率といたしましては、朝倉市が５．１％、東峰村が１１．５％、筑前町が０．０１％ということで、この人口減少率が影響したものと思われま。 以上で、報告を終わらせていただきます。
委 員 長	栗野委員
栗野委員	どうもありがとうございました。
委 員 長	それでは、建設課の説明を求めます。 建設課長
建設課長	おはようございます。 それでは、建設課の平成２３年度主要施策の成果と課題及び決算について、報告をいたします。 建設課の決算につきましては、ハード事業に伴う決算が主なものであり、初めに主要施策の成果及び将来の課題について説明し、その後、詳細な決算書について説明をさせていただきますので、まず、主要施策の成果及び将来の課題の１１９ページをお開きください。 林道費、林道１１路線、総延長２３kmのうち、緊急性のある補修箇所から随時実施しており、今後も危険箇所などを事前に把握し、必要に応じ補修工事を実施していきたいと考えております。 平成２３年度につきましては、林道２カ所の緊急補修工事を実施しております。 土木総務費、人件費、境界立会、登記関係及び法定外公共物管理委託関係であり、ここに記載しておるとおりでございます。詳細な内容につきましては、省略させていただきます。 なお、平成２３年度登記関係処理件数につきましては、８，８３０件となっております。前年比８，２１９件の増でございます。旧夜須町、三輪町から筑前町へ町名承継移転と、表題所有権保存として、権利区分の町名登記変更などが増えたためでございます。 道路橋梁総務費、普通地方交付税などの基礎数値となる道路台帳補正委託料及び橋梁点検の関係であり、ここに記載しているとおりでございますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

	道路維持費、町道 1, 295 路線、総延長約 46.2km、これに里道 3, 296 路線、総延長約 31.2km が加わったため、舗装の老朽化を含め、今後さらに維持補修費は膨らむものと思われます。 また、下水道、上水道工事も実施されており、二重投資を避けるため、十分連携を取りながら対応していきたいと考えております。 道路新設改良費、道路改良工事で、きめ細かな臨時交付金に伴う繰り越し分であり、上から 11 件です。 平成 23 年度当初予算分で、下の 6 件、合計 17 件を実施しております。あとは、合せて測量設計 6 路線をしております。 今後記載しております課題を踏まえ、住民の協力体制を得ながら、安心して通行できる道路整備を進めていきたいと考えております。 120 ページをお開きください。 国交省交付金事業費、この事業は、県道久光・西小田線、下高場地区から県道三箇山・山隈線、大久保地区までの南北線改良工事であり、全体の計画延長 1,940m、補助率 55% の国庫補助事業であり、決算書のほうで詳しくは説明いたします。 防衛施設周辺道路改修等事業、この事業は、県道久光・西小田線から国道 386 号線を結ぶ、篠隈・下高場線道路改良工事であり、補助率 75% の高率の補助事業であります。 平成 23 年度までの事業でありまして、国道 386 号線南側、手前の終点までの 100% が事業完了となっております。残りを今後工事を進めるにあたって、用地提供に対する住民の協力体制が必要であり、この点も十分視野に入れながら取り組んでいくところでございます。 まちづくり交付金事業費、この事業につきましては、平成 21 年度より防災に強いまちづくりということで、役場を中心とした 7 行政区、173ha の区域内の防災公園、防火水槽、道路改良・拡幅、水路改修などの補助事業であり、平成 25 年度までの 5 カ年計画の事業であります。 河川総務費と河川維持管理費、1 級河川 8 本に対する負担金補助、及び筑前町一円に対します県単砂防事業負担金が主なものであり、詳細な説明は省略をさせていただきます。 準用河川 5 本、延長 8.2km のしゅんせつ工事及び維持補修が主なものであり、平成 23 年度は樋ノ下川のしゅんせつ工事、及び太刀洗川の維持補修を行っております。 農災の現年発生災害復旧費、現年発生農災につきましては、平成 23 年 7 月 6 日から 7 日の間に発生した災害であります。補助対象災害 2 件、単独災害 7 件、応急工事 1 件の合計 10 件となっております。 あとは、災害補助率の増高申請システムの導入委託費です。 林道災害復旧費、この事業につきましては、平成 21 年度より林道維持補修と林道災害の区別が分かりにくいということで、林道災害復旧費を新設し、別計上としたものです。 単独災害が 3 件でございます。公共災害の現年発生道路・橋梁災害復旧費、道路橋梁の現年発生公共災害につきましては、繰り越しでの災害で、22 年 7 月 10 日から 15 日の補助対象災害 1 件と、平成 23 年 7 月 6 日から 7 日の間に発生しました単独災害 5 件の、合計 6 件となっております。 最後に、公共災害の現年発生河川災害復旧費、河川の現年発生公共災害につきましても、同様の間に発生した災害であります。単独災害 1 件となっております。 以上、農災、公共災を含め、災害は発生して初めて災害となり、予算措置が取られるため、危険箇所等については、維持管理予算で随時対応しており、ゲリラ豪雨等に
--	--

	対応できるような危険箇所の事前把握が今後大きな課題であり、現在、中山間地域を重点的に、事前と事後の点検パトロールに努めているところでございます。 続きまして、決算書の説明に移らせていただきます。 まず、決算書の121ページをお開きください。 5款2項3目林道費498千円。 15節の内容につきましては、石坂、曾根田林道の応急補修498千円でございます。 続きまして、125ページをお開きください。 7款1項1目土木総務費74,138千円。 1節報酬につきましては、検査員、登記嘱託職員の報酬です。 2節から4節につきましては、人件費であり省略をします。 9節旅費から、続きまして19節まで、負担金補助及び交付金につきましては、義務的経費であり省略をします。 なお、126ページの13節委託料につきましては、セットバックなどによる寄附の分筆測量図作成業務9件、及び職員で対応できないような複雑な相続関係の登記関係事務委託料、並びに境界立会の実績を登録業務100件分等でございます。 15節につきましては、防災緑地公園の水道接続工事でございます。 127ページから128ページをお開きください。 7款2項1目道路橋梁総務費8,598千円。 13節委託料につきましては、道路台帳補正業務委託料です。また、道路橋梁の点検、65橋分でございます。 7款2項2目道路維持費40,658千円。 道路維持費につきましては、13節委託料、シルバー人材センターによる、毎月4回の道路パトロール及び小規模な破損箇所などの補修、または対応できないような危険箇所につきましては、報告書を作成いただいて、建設課のほうに提出いただいております。 15節工事請負費につきましては、要望書等に基づく、道路破損、危険箇所などを、緊急性、受付の日付、費用対効果、利用度などを考慮し、予算の範囲で70契約、約82カ所分程度を実施しております。 16節原材料費につきましては、採石及びストックファルト、道路凍結防止の（はくえん）などでございます。 17節、水道管の敷地が、現況は道路であり、位置が境界上民地内と分かったための用地費でございます。 続きまして、7款2項3目道路新設改良費121,325千円。 13節です。上段の分がきめ細かな臨時交付金4件を含みます明許繰越分1,253,700円です。 下段の分が、仙道・塚本線他5件の測量設計委託料でございます。 15節、上段の分が、22年度のきめ細かな臨時交付金による繰り越し分38,620,050円でございます。 下段の分が、平成23年度当初予算分、合計で17件の道路改良工事分であります。 17節、田谷線他5路線、及びうちに繰越分123,300円の1路線であります。合計151.92㎡の用地買収費でございます。 22節、田谷線他2路線の補償費です。 繰越明許費40,000千円につきましては、100%補助のきめ細かな臨時交付金対象事業費として、平成23年度計画分を平成22年予算の3月補正予算として前倒しで計上しており、平成23年度へ繰り越しを行い、計画している工事分を年度内に施工することにより、合併特例債の縮減を図るものでございます。
--	---

	続きまして、7款2項4目国交省交付金事業費85,904千円。 13節、これは、南北線の補償に付帯する大久保地区ため池の測量設計委託料です。 続きまして、129ページをお開きください。 この事業は、下高場から大久保までの南北線の国庫補助事業であります。 15節南北線道路改良工事、1工区、終点側の延長142m、また大久保地区下堤ため池付近の2工区、延長140m、その他、南北線道路改良関連付帯工事、そして城山橋の前交差点整備工事の分でございます。 次に、7款2項5目防衛施設周辺道路改修等事業費7,932千円、平成23年度までの進捗率につきましては、事業費ベースで100%、943,187千円となっております。延長1,525.7mでございます。 15節は、篠隈・下高場線、延長93.9mの工事請負費であります。平成22国債における工事分で、精算金としての平成23執行分であり、現場の21年度完了部から22年度の計画区間の中で、国道386号線手前までの間までを舗装工事し、その他は用水管、または送水管などを含む付帯工事となっております。 今後、この事業の遂行につきましては、ここで一旦終わりをまして、他事業におきまして、町として用地交渉についても、継続して協議を行っていく予定であります。今後も全線供用開始に向けて努力していきたいと考えております。 14節の事務費につきましては、省略をさせていただきます。 7款2項6目まちづくり交付金事業費99,959千円。 この事業につきましては、13節委託料は3路線、昭和2号線他の測量設計、地質調査業務委託料及び計画変更など、他1件の業務委託料でございます。 15節工事請負費につきましては、若草2号線道路改良工事他4カ所の工事費であります。 17節公有財産購入費につきましては、曾根田・篠隈線他2路線で、6名、4筆の232.99㎡の用地買収費7,961千円であります。 22節につきましては、4名の方の建物、耕作物、立竹木、NTT柱などの補償費でございます。 続きまして、7款3項1目河川総務費4,264千円。 1級河川8本に対する義務的負担金が主なものであり、詳細な説明は省略をさせていただきます。 続きまして、131ページから132ページをお開きください。 7款3項2目河川維持管理費3,105千円。 準用河川5本及び普通河川の、主にしゅんせつ工事及び維持管理工事であります。これも詳細につきましては省略をさせていただきます。 続きまして、185から186ページをお開きください。 10款1項2目農災、現年発生災害復旧費10,157千円です。主に23年7月6日から7日の間に発生した災害であります。 13節委託料につきましては、GIS増高申請システム導入業務委託として、補助率増高申請のための地図策定パソコンシステムの導入でございます。 15節工事請負費、補助事業としまして、農道の2件でございます。 単独災害ということで、農地災害2件、農業用施設災害5件、合計7件でございます。応急工事が水路の1件でございます。全体合計で10件の農災工事請負費、及び応急工事となっておりますところでございます。 次に、10款1項3目林道災害復旧費987千円。 15節石坂林道1件、曾根田林道1件、畑島林道1件、計3件の林道災害復旧工事費、崩土の除去及び横断管改修工事でございます。 10款2項3目公共災の現年発生道路橋梁災害復旧費18,074千円。
--	--

	続きまして、１８７から１８８ページをお開きください。 １５節、平成２２年度から平成２３年度繰り越しの災害復旧工事費１件と２３年度災害、単独災害５件、合計６件の復旧工事費でございます。 １０款２項４目公共災、現年発生河川災害復旧費４０３千円です。 単独河川災害、櫛木川１件の公共河川災害４０３千円です。 以上で、５款林道費４９８千円、７款土木費４４５，８８８千円、１０款災害復旧費２９，６２３千円、合計の４７６，００９千円。 以上で、平成２３年度建設課関係決算の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	決算書のほうで質問をさせていただきます。 １２７ページの２項２目の道路維持費、１３節委託料でございます。 説明では、この委託料の中で、６５の橋梁の点検を実施なされたということで、説明を受けたわけでございますけれども。 この６５の橋梁の中では、一番古いのがいつ頃できた橋なのか、お分かりでしたらということと、今後１０年先ぐらいにかけまして、補修とか、また架け替えとか、そういった工事を要するのが何本ぐらいあるのかということ、分かります範囲で説明を求めたいと思います。
委員長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 一番古い橋梁につきましてのご質問ですけど、現在、５ｍ以上についての点検をしておる状況でございます。 確か１５ｍ以上の部分でですね、確か旧道沿いでございましたけど、昭和一桁の時代の橋があったと思います。明確には何年というのが、ちょっと分かりません。 それと、補修をしなければならない橋梁が将来何件ぐらいあるかというのがありますが、最終的に２４年度までで全体を点検しまして、２５年度で補修計画を考えます。 その中で、それこそ１０本位なのかなという感じはしますけど、はっきりとその時点で分かってくると思いますので、今のところ何件というのが、ちょっと見えない状況でございます。以上でございます。
委員長	河内委員
河内委員	２点あります。 資料のほうでお尋ねします。 １点目が、１１９ページと１２０にかけてなんですが。 林道維持、決算書の説明の中で、課長は、石坂、曾根田の維持補修工事という説明でしたが、１２０ページの災害復旧林道で、石坂、曾根田がまた出てきているんですが、最初の工事で災害を防ぐような工事はできなかったのか、というのが１点。 それと、１２０ページの防衛施設周辺道路改修等事業、事業完了ということで、あとは町で進めていくというお話でしたが、補助はなくて町単独１００％の事業になるのでしょうか、お尋ねします。
委員長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 まず、最初の林道維持費の事業が、林道災害にならなかったのかということでございますけど。 あっ、違います？
委員長	再度質問をお願いします。 河内委員

河内委員	林道維持費の中で、決算書の中で、課長が、これは石坂と曾根田の維持管理の費用だということをおっしゃいましたが、その後、林道災害で、また石坂と曾根田が出てきているので、その維持管理のときに災害に至らないような工事はできなかったのかと、お尋ねしました。
委 員 長	建設課長
建設課長	すみません。お答えします。 林道の維持と林道の災害の時期のタイミングが違っておりました、大雨のときにやるタイミングの工事と通常の林道の維持補修でやる中身がちょっと違いますので、一応そういうところの違いをご理解いただきたいと思います。
委 員 長	今のは場所が違うということですか。箇所が違うと。
建設課長	路線の中の箇所が違いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 あと1つ、防衛事業の次の、後の事業はどうなるのかということでございましたけど、基本的に町の一財でということにはならないと思いますので、何らかの形の補助事業を探して行きながら、そういう事業に、見つかった場合にはその方向で進めさせていただくと、いう方向でご理解いただきたいと思います。
委 員 長	河内委員
河内委員	町内にはたくさんの林道があるんですけども、どのくらいの方が利用しているのか、お尋ねします。
委 員 長	総務課長
総務課長	私のほうからお答えしたいと思います。 林道の維持は建設課が持っておりますけれども、林道総務の山の管理については農林商工課でございますが。 今現在ではですね、森林について、荒廃森林再整備事業で相当数のですね、山に入って事業をやっております。その関係では非常に頻度が高いというふうに認識をいたしておるところでございます。
委 員 長	福本委員
福本委員	先の一木委員からの質問の中で、関連しましてですね。 いわゆる下高場、篠隈の防衛省の事業の中で、篠隈に、交差点に突き当たると申しますか、あそこまで、後は防衛省の事業と篠隈のタイヤのところの交差点改良も含めて、最初に聞いたのはですね、合併特例債に何か乗せるという説明を、私はお聞きしておりましたが、その後何か、そういう事業をこれからと、補助事業を探すということなんですが。 その辺は明確になってなかったのでしょうか。この点、分かればお答えいただきたいと思います。
委 員 長	福本委員、先ほどの質問は、河内委員が質問された件ですね。防衛省の関係は、河内委員が質問されましたので。 副町長
副 町 長	私が建設課長の時代から、篠隈・下高場線ですね、タッチしてきましたし、そこら辺のこともちょっとありますので、私のほうから回答させていただきますけれども。 今、福本委員が言われたように、合併特例債というのも視野に入れとったのも確かだと思いますけれども。 国道そのものがですね、議員各位もご存じのとおり、非常に下高場を下る道、それが今度は上から来て国道から福岡に曲がる右折、それが非常に混雑をしておるといような状況があつて、今日的には非常にそれが顕著に見えてきておると。 そういったふうな中で、防衛庁の道路は、品川オートの前で、防災公園のところで止めておりますけれども。交差点の改良、国道と、下からと上は町道ですから、その

	分のですね、交差点改良ということで、上は町道ですから、三並のほうから下ってくるのは町道ですから、それはまちづくり交付金事業という事業でやっています。それに乗せています。 下についてもですね、何らか交差点改良の事業に乗せられないかと。あったらするというでなくて、現在土木事務所のほうとですね、国道は土木事務所の管理でございますから、その分との兼ね合いで、交差点改良事業、一緒にできないかという協議を進めておるところでございます。 そこが具体的になればですね、また、議員各位にもそこら辺については説明したいと思いますが、まだ不確定要素がかなりありますので、これくらいにとどめておきたいと思いますが、そういったことで、現在模索をしておるという状況をご理解いただきたいと思います。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	今、副町長からご説明がありましたように、確かに確認をさせていただきました。それと質問の件は、河内委員からの質問でした。訂正させていただきます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、建設課を終わります。 続きまして、都市計画課の説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	都市計画課でございます。 平成23年度都市計画課所管業務の決算の状況について、ご説明を申し上げます。歳入歳出決算書の131ページでございます。 7款4項1目都市計画総務費の予算現額は、当初予算額620,212千円に3,683千円を増額補正し、また、前年度からの繰越事業費2,835千円を加えた626,730千円です。うち596,378千円を執行いたしております。 それでは、執行した主なものについて、ご説明を申し上げます。 9節、旅費の備考欄、費用弁償288千円は、西田地区まちづくり推進委員会開催時の費用弁償で、都合14回開催をされております。 13節委託料は15,189千円を執行いたしております。内訳は備考欄に記載の、委託業務4件です。 内容ですが、都市計画基礎調査業務は、都市計画法第6条に規定されており、都市計画区域について概ね5年ごとに調査することとされております。 道路測量設計業務費は、原地蔵区の向野の地蔵下線の改良工事計画に係るもので、延長115mの測量設計を行いました。 都市計画図作成業務は、平成22年度に新たに町内5カ所の用途地域に係る都市計画決定を行ったこと、また、現在使用中の都市計画図が、作成から相当年数を経過し、地図情報が実情に合わない箇所が生じていたために作成したものです。 併せて、これまで紙媒体でしか確認できなかった用途地域の地図情報をデータ化して、通常業務に活用するとともに、町のホームページにも都市計画用途地区図の一覧システムを導入いたしております。 次に、西田地区まちづくり支援事業は、平成22年度に実施した西田地区住環境整備事業基礎調査に基づく地区内のまちづくり推進事業をコーディネートするためのコンサル委託料として執行したものでございます。 17節公有財産購入費の2,808千円は、繰越明許費から町道松の木・城山線用地のうち、係争中でした1筆、561㎡の土地所有者が確定したため、この用地の買収費として執行したものでございます。 28節操出金は、全額公共下水道事業関係の執行分ですので、説明を省かせていた

	できます。 次に、１３３ページです。 ２目公園費です。公園費の予算現額は、当初予算額３７，８６９千円に２８８千円を増額補正し、また、前年度からの繰越事業費６，０８３千円を加えた４４，２４０千円です。うち４３，０３５千円を執行いたしました。 なお、国土交通省補助事業の社会資本総合整備交付金事業において、事務費が補助対象経費から除外されたために、昨年度は３目国交省公園事業費で執行していた事務経費を、２目の公園費へ予算組み替えを行って執行いたしております。 それでは、支出の状況について、主なものをご説明申し上げます。 ９節の旅費、備考欄の費用弁償には、非常勤職員の費用弁償の他に、多目的運動公園地元役員会を４回開催いたしております。その際の費用弁償５６千円を含んでおります。 １１節需用費は、公園の電気、ガス、水道使用料、及び公園施設等の修繕費が主なものでございます。 １３節委託料は、例年どおり備考欄に記載する、都市公園清掃委託料の１０，８７０千円から、一番下のふれあいファームの管理委託料の１４２千円まで７項目に分類して、町が管理する都市公園及び道路緑地帯などの清掃、樹木などの剪定や設備の保守点検、維持管理などの業務委託料として、ほぼ昨年度と同額を執行いたしました。今後とも公園管理費の縮減に努めてまいりますけれども、公園を安全で快適に利用していただくためには、一定規模の管理費計上は必要な措置であることを、ご理解をお願いしたいと思っております。 １４節使用料及び賃借料の下水道使用料は、ふれあいファーム分でございます、車の借上料及び積算システム借上料は、先ほど申しあげました３目国交省の公園事業費からの移管分でございます。 １５節、工事費として１１，２６０千円を執行いたしましたが、うち６，０５４千円は、安の里公園ふれあいファームのかやぶき屋根の葺き替え工事費でございます、昨年度からの繰越明許費の執行分です。 残り４，２１３千円は、大雨のときに水たまりができて、なかなかトイレに入りにくかった、百万池トイレ前の排水路工事、それから点検の結果、不良と判定した遊具等の撤去工事等を行っております。 また、上水道の設置工事２カ所分としては、安の里公園それから依井朝倉ニュータウンの工事費として９９２千円余を執行いたしております。 次に、３目国土交通省公園事業費です。当初予算額３９３，８５０千円を計上いたしておりましたが、平成２３年度は東日本大震災の影響で、国庫補助金が大きく減額されたことにより、いくつかの事業を先送りやせざるを得なくなりました。 このため、平成２４年３月定例会において、未執行額の５４，３００千円の減額補正をお願いして、また、前年度からの繰越事業費１３，５００千円を加えた３５３，０５０千円を予算現額とし、うち３４８，９１９千円を執行いたしております。 主なものについてご説明申し上げます。 １４節使用料及び賃借料は、山林地内の埋蔵文化財を用地買収する前に調査する必要があるために、調査用地の借上料といたしまして３２２千円を執行いたしております。 １５節工事請負費２７，４７０千円の内訳は、多目的運動公園予定地内の樹園地工事費として、梨棚の撤去及び抜根工事に１０，０８０千円。山林の伐採、同じく抜根工事といたしまして３，２６１千円。樹園地内に配水管がございますが、その配水管の切り替え工事に１，１２８千円。これに合わせまして、繰越明許費から緑とスポーツのふれあい広場のトイレ改修工事費として１３，０００千円を執行いたしております。
--	--

	す。 次に、１７節公有財産購入費と２２節補償補填及び賠償金です。 多目的運動公園の用地買収につきましては、これまで計画予定地の変更など、様々な経過を経て今日に至っておりますが、多目的運動公園地元役員会の協力の下に、地権者のうち営農継続を希望する認定農業者には、事前の代替農地取得を可能とするための土地開発公社による代行取得を行うなど、多目的運動公園整備に対する地権者各位のご理解をいただきながら、交渉を進めてまいりました。 結果、土地所有者２０名、買収予定面積８３，７６２㎡のうち８２，８３１㎡、率にいたしまして９８．９％の用地買収を完了いたしました。 併せて当該予定地に付随する梨の木、梨棚、並びに家屋、及び耕作物等の物件補償費の支払いも完了いたしております。 一部契約締結が２４年度にずれ込んだ物件もありましたが、平成２４年４月までに買収補償費の支払いがすべて完了したところでございます。 次に、１３５ページです。 ５項住宅費、１目住宅管理費です。予算現額は、当初予算額２３，７０２千円に１，８０８千円を増額補正し、また、前年度からの繰越事業費１３，２２０千円を加えた３８，７３０千円でございます。うち３８，４３６千円を執行いたしました。 主なものについて、ご説明申し上げます。 １節報酬は５９１千円の執行で、各住宅の管理人報酬及び入居者選考委員会報酬です。 入居者選考委員会は、平成２４年の１月に１回開催し、新町団地２戸、新太刀洗団地３戸の入居者を決定いただいております。 １１節需用費で７，０８９千円を執行いたしました。 修繕料及び消耗品は、基本的には不具合発生の連絡を受けて、即座に対応した小額支出の積み上げでございます。 １２節役務費は昨年度比３１０％、８４５千円増の１，２４５千円の執行となっておりますが、要因は、昨年どおり団地内の除草作業、それから火災保険料の執行の他に、篠隈団地建替に係る工事確認申請手数料等８５５千円を執行したことによるものでございます。 １３節委託料です。備考欄の上から２行目、給水施設滅菌施設の維持管理委託料が昨年度より９００千円ほど減額になっておりますけれども、これは、新太刀洗団地が上水道に加入したために、給水施設関連の維持管理費が必要なくなったことによるものでございます。 備考欄の下から２行目ですが、２３年度に新規事業といたしまして、町営住宅長寿命化計画を策定いたしまして、２，０４８千円を執行いたしております。 これは、本町の町営住宅維持管理施策につきまして、老朽化した住宅の建て替えを促進し、併せて予防保全型管理体制の転換を図り、公営住宅の長寿命化による管理コスト削減策を行おうとするものでございます。 最下段ですけれども、測量設計委託料１３，２１９千円は、平成２３年度から２４年度にわたり取り組んだ町西部地区町営住宅建替事業に係る基本実施設計委託料で、繰越明許費から執行いたしております。 １４節使用料及び賃借料は、昨年度比１９３％、５０２千円増の１，０４３千円となっておりますが、これまで都市計画係と案分して支出をしておりました複写機使用料を、住宅管理費で一元管理することにしたことによるものでございます。 １５節工事費でございます。３，８２３千円を執行いたしました。 補修工事費として、２，５６３千円を執行いたしましたが、主な工事といたしましては、けやき団地及び旭団地の外構補修工事費、３カ所分、１，３９３千円、野田団
--	---

	地雨漏り補修工事費、3棟分で873千円などです。 また、23年12月定例会で、防犯面から空き家の解体を行うため、1,500千円余の予算増額補正の承認をいただきまして、マクリ団地、松延団地の空き家住宅、各々1戸除去いたしております。 それから22節です。補償費及び賠償金で140千円を執行いたしておりますけれども、これは、町西部地区町営住宅建替に際しまして、旧夜須地区の建替え予定地内の現入居者に、旧三輪地区住宅への転居希望調査を行いました。 結果、転居を希望された1世帯への移転補償費として執行を行ったものでございます。 引き続きまして、決算審査特別委員会資料をお願いいたします。 121ページと122ページでございます。 町営住宅部門については、建替・改修と住宅管理に分けて整理をいたしております。 建替・改修の項目では、快適な住宅の整備が施策の方向性であり、耐用年数を過ぎた老朽化住宅への対応を行っております。 今後は決算書で説明をいたしましたが、長寿命化計画に基づき、計画的に建て替え、改修を行うことが求められており、夜須地区の建替事業が喫緊の課題と認識をいたしております。 住宅管理では、老朽化住宅の補修等で、職員の休日や夜間の対応もかなりの頻度となっておりますが、今後とも適切な維持管理に努めてまいります。 また、住宅管理に対する各種国庫補助金は、管理費、歳入財源の大きなウエイトを占めております。補助の根拠となる入居者の所得把握事務等の適正な運用に努めてきたところでございます。 住宅使用料の徴収につきましては、完納に向け、担当職員は鋭意努力を行っておりますが、平成23年度収納率では、現年度分、滞納分ともに昨年度実績を若干下回る結果となりました。 早期の電話督促や訪問徴収の徹底と、滞納者には分納誓約書の提出のお願いをしながら、生活に支障のない範囲での分納をお願いするなど、「新たな分納者を発生させない」、「現在の滞納状況を改善する」を二本柱に、使用料の未納額の改善に努めてまいります。 次に、都市計画部門です。 上段に記載しております都市計画図作成から、10ページの近隣公園再整備事業につきましては、決算書の中で、具体的成果や今後の課題についても触れさせていただきました。 次に、企業誘致関連ですけれども、平成22年度に金型製造業の株式会社岐阜多田精機に、四三嶋企業誘致ゾーン内の造成地0.8haを売却いたしておりましたが、平成23年12月に株式会社福岡多田精機が社屋、それと工場建設、第1期工事に着手をしたことは、町にとっても明るい話題となりました。 なお、企業誘致関連の事業につきましては、午後からの工業用地造成事業特別会計の中で、成果、将来の課題も含めてご説明を申し上げます。 次に、都市計画係業務の中でかなりのウエイトを占めております、県からの委託業務である現地調査業務等について、ご説明を申し上げます。 建築確認受託等事務件数は、20年度が113件、21年度142件、22年度が143件、本年度は建築確認調査報告が69件と、建築基準法第42条道路調査が56件の125件と、若干の減少傾向でしたが、下段に書いております南高田地区の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例による届け出は、条例制定前の22年度が9件でございましたが、23年度は26件と大きな伸びがっており、地区計画の区域における建築物の用途に関する制限を定めることにより、当該地区にお
--	---

	る地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な土地環境を確保することを目的とする条例制定の趣旨が、反映された結果だと考えております。 開発に伴う県開発許可件数は、２０年度が７件、２１年度が１件、２２年度が２件、２３年度が１件、町の開発要綱に基づく協議件数は、２０年度が１１件、２１年度が１０件、２２年度が６件、２３年度は２件。５，０００㎡以上の土地取引に係る土地利用計画法第２３条による届け出件数は、２０年度が１５件、２１年度が０件、２２年度が１件、２３年度が５件と、かなり低位のままで推移しており、本町においても企業等による大規模開発及び個人住宅取得の意欲は、引き続き低調な傾向にあるというふうに認識をしております。 以上、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	すみません、ちょっと聞き洩らしたかもしれないんですが、資料の中の１２１ページ、建替・改修の快適な住宅の整備の中の町営住宅長寿命化計画策定業務事業費２，０４８千円上がっていますが、決算書３，２８０千円、この１，２００千円は何か、もう一度説明をお願いします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 長寿命化計画策定に要しました経費は２，０４８千円でございます。 そこに記載しておりますのは、篠隈団地の建替工事に関しまして、開発申請業務の委託料といたしまして８００千円、それから開発工事申請及び性能評価申請業務委託料といたしまして４３０千円がですね、当初予算、不明な点がありまして計上してなかったために、この項目からの支出をさせていただいたということでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。
休憩	
委員長	ここで、休憩をいたします。 １０時４０分から再開をいたします。 （１０：２８）
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１０：４０）
委員長	教育課の説明を求めます。 教育課長
教育課長	教育課から、まず決算書について、説明をいたします。 決算書７９ページ、８０ページをお開きいただきたいと思います。 ２款５項５目の学校基本調査費でございますが、１３千円の支出済額でございます。 毎年５月１日を基準として行う統計調査で、県の統計委託費を財源としまして、事務消耗品や切手等の調査事務費を支出いたしております。 次に、９５ページ、９６ページをお願いいたします。 ３款２項１目児童福祉総務費のうち１１節、１２節、１３節、１４節で、教育課が配置されておりますことも未来館の施設管理を教育課が受け持っている関係から、電気料や清掃委託費など、日常的な維持管理に必要な費用３，８７９千円を支出し、さらにその他、１５節の備考欄の上が３行目でございます。工事請負費でございますが、上水道の切替工事１，１５５千円でございます。

	それから、こども未来館内の子育て支援センター「たんぽぽ」のエアコンが故障したことによりまして、これを取り換えを行いました。これにつきましては、緊急を要したということで、予備費からの充用をお願いし、378千円を支出いたしております。 それから、22年度からの明許繰越事業としまして、こども未来館のトイレ改修工事を行い、15節の工事費11,119千円と13節管理委託費588千円、合せて11,707千円を支出し、「暗くて冷たいトイレ」が「明るくて温かなトイレ」に改修され、利用者に喜ばれています。 続いて、141ページ、142ページをお願いいたします 教育費の説明をいたします。 1項教育総務費、1目教育委員会費です。支出済額は2,680千円でございます。教育委員の報酬及び旅費、並びに朝倉郡地方教育委員会連絡協議会負担金が主な支出でございます。 次に、2目事務局費です。支出済額は125,229千円です。 965千円予備費からの充用をお願いいたしておりますが、これは、三輪中学校弓道部の全国大会と、同じく三輪中学校水泳個人の九州大会、全国大会出場に係る補助金、また、サマースクールの成果を受けて実施することとなりました冬季勉強合宿の、ウィンターキャンプでのサポーター等の謝金、並びに高校生サポーターの食事代とシート代でございます。 1節の報酬については、対前年度9,415,600円増加いたしておりますが、これは、ALT2名を派遣から直接雇用にしたことで、13節の委託費から1節に移した7,200千円と、スクールソーシャルワーカー1名の配置を、こども未来センターから教育課に移した2,265千円でございます。 次に、143ページ、144ページをお願いいたします。 13節委託料で、小学校社会科地域副読本編集事業委託料につきましては、22年度から2カ年かけて作成したもので、1,700冊の印刷費を含めまして、2,985千円支出をいたしております。 145ページ、146ページをお願いいたします。 16節原材料費の315千円につきましては、三輪小学校中庭の校庭芝生化のための芝苗1万個分でございます。 また、18節の備品購入費の学校備品140千円は、同じく三輪小学校の校庭芝生化のための歩行用動力芝刈り機1台分の支出でございます。 19節負担金補助及び交付金のコミュニティスクール指定校補助金については、国から2分の1の補助を受けて、三輪・夜須両中学校に推進のための補助を行ったものでございます。 次に、各学校の支出について、説明をいたします。 各学校とも目的ごとに、1目学校管理費、2目教育振興費、3目学校建設費に分けて支出しております。 学校管理費では、光熱水費等の学校維持管理費のほか、用務員の業務委託料、給食調理業務委託料、図書司書業務委託料などを支出いたしております。 教育振興費では教育用パソコンシステム借上料、教材費、就学援助費などを支出しています。 特に23年度は、小学校の教科書の改訂が行われ、各小学校とも11節需用費の消耗品の中で、教師用の教科書、指導書の購入のための支出を行っています。 それでは最初に、三並小学校費について、説明いたします。 2項三並小学校費は、支出済額46,683千円です。 1目学校管理費として38,594千円の支出で、光熱水費等の11節需用費と給
--	--

	食調理業務委託料などの１３節委託料が主なものですが、１４７ページ、１４８ページをお願いします。 ２３年度は下水道の接続工事と運動場の屋外トイレの改修工事を行い、その分の費用１５，４０３千円を支出しています。 １１節需用費に予備費から８９３千円充用していますが、これは、落雷により分電盤と消防設備複合盤が故障し、緊急に修理が必要となったため、予備費充用をお願いしたものでございます。これにつきましては、保険からの補填がっております。 ２目教育振興費として８，０８９千円の支出で、特別教育支援員の賃金や教育用パソコンの借上料が主なものでございますが、２３年度は教科書の改訂があり、１１節需用費で教師用教科書、指導書の購入を行っています。 次に、１４９、１５０ページをお願いいたします。 ３項中牟田小学校費でございます。支出済額は３８，２５１千円です。 １目学校管理費として２９，４７１千円を支出し、光熱水費等の１１節需用費と給食調理業務委託料などの１３節委託料が主なものでございます。 １５１、１５２ページをお願いいたします。 ２目教育振興費として８，７７９千円を支出しています。 １５３、１５４ページをお願いします。 ４項東小田小学校費でございます。支出済額６５，７８４千円です。２２年度からの明許繰越が６，４１６千円あります。 １目学校管理費として３６，３８９千円を支出しています。 内容的には、他の学校と同じように、学校の管理費用でございまして、省略をさせていただきます。 １５５、１５６ページをお願いいたします。 ２目教育振興費として２０，５９８千円を支出しています。 ３目学校建設費では８，７９６千円を支出していますが、これは、２２年度からの明許繰越しました体育館の雨漏り改修工事費でございます。 １５７、１５８ページをお願いいたします。 ５項三輪小学校費でございます。支出済額１１０，０４１千円です。 １目学校管理費として７３，９３１千円を支出しています。 東小田小学校の学校管理費と比べまして、３３，０００千円ほど多くなっておりますが、これは、図書司書１名と教職調理員３名の町職員の配置による人件費によるものでございます。 １５９、１６０ページをお願いします。 １５節工事請負費で、予備費から９３５千円充用して、小工事９３４，５００円を支出しておりますが、これは、学校電源をキュービクルに配線しています学校敷地内の電柱が破損をいたしまして、危険な状態であったため緊急に取り換えを行ったものでございます。 ２目教育振興費として２７，１１１千円を支出しています。 ７節賃金の常勤講師賃金４，３１８千円の支出は、小学２年生の３５人学級編成によるものでございます。 １６１、１６２ページをお願いします。 ３目学校建設費は８，９９８千円を支出しておりますが、ランチルーム前に外トイレを新築した工事費でございます。 次は、６項夜須中学校費でございます。支出済額は９１，６３４千円です。 こちらにつきましても、学校給食の調理に町職員４名を配置しております。その関係で、給料、職員手当、共済費等が、三輪中学校に比較しますと、その分が増額となっております。
--	--

	163、164ページです。 15節工事請負費で6,688千円の支出を行っておりますが、これは、給食センターの解体工事5,848千円、運動場に野球ダグアウトを設置したのが840千円でございます。 2目教育振興費として16,194千円支出しています。 次に、165、166ページをお願いします。 三輪中学校費でございます。支出済額49,553千円です。 1目学校管理費として36,584千円を支出しています。 167、168ページをお願いいたします。 15節工事請負費で、予備費から充用して小工事を行っておりますが、これは、給食調理場の給湯器と空調機が壊れたため、急きょ取り換え工事を行ったものです。 2目教育振興費では12,968千円を支出しています。 次に、179、180ページをお願いします。 9項文化財保護費でございます。支出済額は31,934千円です。 1目文化財保護総務費として9,204千円を支出しています。昨年より230万ほど増えておりますが、これは、町史編さんの事務局長を配置したための、嘱託職員報酬の増によるものです。 15節工事請負費では、19年度から実施している文化財説明板の設置工事を10基と、標柱を1基行い、累計で52カ所となっております。 181、182ページをお願いします。 2目埋蔵文化財調査費については、1,136千円を支出しています。 ここでは開発行為に伴う試掘調査費を支出しておりまして、23年度は10件の試掘調査を行っております。 3目文化財補助事業費では、21,593千円を支出しています。 11節の需用費の印刷製本費1,270千円は、砥上の久間遺跡、宝楽遺跡、上林古墳の報告書、各500部の作成費でございます。 13節委託料では、遺物の写真撮影、木製品の保存処理などの支出を行っております。 4目埋文調査受託事業費では、当初4,849千円を予算計上しておりましたが、3月に2,233千円を減額補正し、最終的には受託事業はなく、支出額は0円となっております。 以上、教育関係の決算については、説明を終わらせていただきまして、決算審査特別委員会資料について、説明をいたします。 決算審査特別委員会の資料、123ページをお開きいただきたいと思います。 学校教育におきましては、筑前町教育施策に基づき、重点項目の推進計画を立て、義務教育の推進を図っております。 主な点についてのみ説明をいたします。 まず、項目で、教育相談事業については、いじめの早期発見、早期対応のために、また、不登校の予防、早期対応のため、いじめ・不登校等問題対策委員会を開催し、取り組みの共通理解を図るとともに、各学校へスクールカウンセラー、心の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を行うなど、人的な支援を計画的に行いました。 次に、学校管理運営事務につきましては、教育委員会単独の学校訪問や教育事務所同伴の学校訪問により、児童・生徒の教育活動の様子や学校運営上の課題等について、実態把握を行い、また、指導により運営管理が適切に行われました。 小中学校教育に対する指導業務では、平成22年度から指導主事を1名増員し、校内研修への指導主事派遣により、事業改善の指導を行い、中学校では事業改善のための研修が活性化してきました。 また、町単独事業により、小学校2年生の35人以下学級編成を実施することで、
--	--

	早期の学習規律形成、生活習慣育成等がなされました。 中学校を対象として実施した「Summer School in Chikuzen」や「ウィンターキャンプ」では、基礎的、基本的な内容の定着や学習意欲の向上に成果を上げました。 124ページをお願いいたします。 項目の特別支援教育については、小学校8クラス、中学校4クラスの31人の特別支援学級に在籍する児童・生徒に対し、教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われ、個々の持てる力が高まるとともに、生活や学習上の困難が改善されました。 コミュニティスクール指定補助事業では、地域に開かれた学校づくりの推進を目指し、23年度は、昨年からの三輪中学校に加え、夜須中学校も文部科学省コミュニティスクール推進事業の指定を受け、学校運営協議会による学校経営についての協議がなされ、教育活動の支援が行われました。 125ページをお願いします。 緊急雇用創出事業（ALT）雇用については、これまで派遣会社から派遣されていたものを、緊急雇用創出事業を活用して、ALTの直接雇用を行ったものです。 直接雇用となったことにより、担任教師との連携がスムーズになり、子どもたちに対する外国語授業に大きな成果が上がっています。 126、127ページをお願いします。 学校施設及びこども未来館の施設整備については、平成23年度は夜須中学校の給食センター解体工事、東小田小学校の体育館屋根防水工事、三輪小学校屋外トイレ新築工事、三並小学校下水道接続及び運動場屋外トイレ改修工事、こども未来館トイレ改修工事などを行いました。 環境整備が図れたことで、安全で安心な教育の推進が促進されることになりました。 次は、文化財に移ります。128ページをお願いいたします。 文化財保護と開発との調整につきましては、開発に先立ち、開発予定地の事前協議を行い、必要に応じて試掘調査を実施することにより、開発と文化財保護の調整を行っています。23年度は事前協議28件、試掘調査10件を行いました。 また、文化財報告書作成事業として、国の補助事業により、砥上の久間遺跡、宝楽遺跡、上林古墳の報告書各500部を刊行いたしました。 惣利遺跡出土木製品についても、平成9年度から国庫補助を受けて保存処理を行ってきましたが、23年度で終了いたしました。今後は、整理済み出土遺物の活用方法や、歴史民俗資料室のより良い活用方法を検討していく必要があると考えています。 町史編さん業務につきましては、平成26年度末刊行を目指し、平成23年度から着手しました。刊行委員会や編さん委員会の設置を行って、編さん体制を整備し推進に努めているところです。 次に、129ページでございます。 学校給食費の収納状況についてでございますが、平成23年度末の給食費滞納額は、6校合せて74件の2,476,083円です。昨年と比較すると、累計で187,290円増えていますが、単年度分で比較しますと、59,800円減っています。これは、23年度途中からではありましたが、こども手当や児童手当から直接引き落としができるようになり、新たな滞納が減ったためです。 各学校とも、保護者宛ての文書を子どもに持たせたり、学校長を含めた教職員で家庭訪問を行うなど、粘り強く納入をお願いをいたしているところです。 158ページ、159ページ、160ページに平成23年度町補助金、負担金の支出状況一覧を付けておりますが、説明は省略させていただきます。
--	--

	以上で、教育課の説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 川上委員
川上委員	159ページ、160ページでございますが、三輪小学校教育振興費、2目の8節報償費、遠距離児童通学援助費505,500円について、質問をいたします。 この援助費についてですが、これはいつごろからですね、また、どのような目的で援助されているのか。1人当たりどのくらい援助されているのか、まず伺います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 三輪小学校の遠距離児童への補助の関係で、いつ頃からかということで、ご質問でございますが。 調べてもなかなか資料がないということで、三輪町史をひも解いてみますと、三輪町史のほうにですね、昭和6年4月1日を期して3校を廃止して、三輪尋常高等小学校を設立することとしたと。昭和6年の4月より授業を始めたということでございます。 合併の事情を物語るものに、上高場、犬竹、山隈、原地蔵、高田、森山、当所の1、2年生の児童1人に、現在も支弁している下駄代がある。これは、統合によって通学が遠距離になるため、下駄の損耗が速かったり、疲労の増大、薬購入等のための名残である。という記述がございます。目的としては、そういったことだろうと思います。 現在でございますけれども、現在、対象地区としまして、というか、まず、第1号と第2号に分けておりまして、第1号のほうは6千円、第2号のほうは2,700円でございますが、第1号の地区としまして、原地蔵、山隈、当所、森山、森山のほうは第1を除くということになっております。 それから、第2号として、高田、高田でも火の見より下、上高場、犬竹、大久保、森山、森山第1、野町で、第6東洋苑、第8、第9南高田となっております。 23年度の支出につきましては、第1号の6千円の支出が64名、第2号の2,700円の支出が45名でございます。 いずれも小学校1、2年生ということで、支給をいたしております。以上でございます。
委 員 長	川上委員
川上委員	1、2年生の下駄代ということだそうですが。 今はですね、多くの児童はバス通学が非常に多いわけですね。下駄代ということになると、ちょっと問題があるのかなと思うんですが。 実は、先だって三輪地区の区長さんと懇談会をしたわけですが、この1号の地区の原地蔵の区長さんからですね、やはり今の時代に、この下駄代ということで補助は、これは問題があるのではないかと。 それよりもですね、やはりもう保護者の方はバス代の助成を望まれていますというふうなことで、要望なり意見があったわけです。 そういうことでありまして、今後ですね、やはり援助を、この助成金については、やはりバス代への助成というか、支援というか、そのような方向性について、何か考えはできないのでしょうか、伺います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この件については、課題というふうに捉えてはおりますが、これまでの経緯、また、三輪・夜須が合併した平成17年の合併協議でもですね、これがこのまま残ったとい

	う経緯等もございまして、今後十分検討していかなければというふうに考えております。 ただ、補助になりますと、現在、三輪路線のバスの運行委託の関係で、現在、年間300万ほど委託費を払っております。 子どもたちの片道の運賃が80円ということで、往復で160円ということで、年間200日の通学ということで試算をした場合ですね、合計で800万という金額、委託費と合わせますと1,100万というような状況になりますので、その辺がどのくらいまでなのか、また、スクールバスという考え方はできないのか、その辺も合せてですね、大きな検討課題というふうに捉えております。以上です。
委員長	川上委員
川上委員	そうですね。やはり甘木観光バスへの委託料300万、非常に大きな金額だと思いますし、それにまた補助して800万となればですね、これは、今の厳しい財政の中では、非常に厳しいものかなと思います。 ただ、私もですね、スクールバスのようなものがないのかなというようなことを思うわけですが。 実は、非常に利用率の低い福祉バスをですね、どうにか方向性が、時間的なものがあるとは思いますが、そういうので対応できたらなというようなことまで思うわけですね。 ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思っております。終わります。
委員長	山本委員
山本委員	資料の123ページの中から2点ほどお尋ね、質問をいたします。 スクールカウンセラー、心の相談員、ソーシャルワーカーということで、いろんな相談件数なりたくさんあると思いますが、どの程度の相談回数と言いますか、があるのか、分かればお教え願いたいと思います。 また、もう1点は、登録的には生涯学習課になると思いますが、サマースクール、またウィンターキャンプに、学習サポーターのことなんですけれども、学生さんが何名とか、何名ほどのサポーターの方がおられたかを、2点お尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、最初のスクールカウンセラーの活用状況ということで、ご質問でございます。 これにつきましては、回数等はカウントはいたしておりませんが、学校から報告が上がっておりますのは、配置されております時間、1日4時間という時間でございすけれど、その時間ですね、児童・生徒あるいは教職員、あるいは保護者、ほんとスケジュールびっしりでですね、もう少し時間の延長をしていただきたいというような、現場からの状況でございます。 そういうことで、スクールカウンセラーにつきましては、フル活用をされているというような状況でございます。 それから、学習サポーターの登録と、それから派遣の人数でございますが。 まず、学生ボランティアが現在15名、一般ボランティアが26名、合わせまして41名の方が学習サポーターとして登録をいただいております。 23年度のサマースクール、ウィンターキャンプの派遣の人数でございますが、サマースクールが4人、ウィンターキャンプが18人ということで、合わせまして22名の応援をいただいております。 特に、このサマースクール、ウィンターキャンプにつきましては、特に学生のボランティアというか、学生サポーターということで、子どもたちにも年齢が近いということで、非常に子どもたちからは信頼されているという状況でございます。以上です。

委員長	河内委員
河内委員	決算書の中から2点ほどお尋ねします。 各小学校に学校評議員報酬15千円出てきているんですが、三輪小だけ20千円になっています。その違い。中学校には出てきてないんですが、その理由が1点で。 もう1点が、各小中学校とも学校清掃委託料50万以上ですね、500千円から600千円払っているんですが、学校の清掃は生徒、教師がやっているのではと思うんですけども、どなたにお支払いしているのか、お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、学校評議員の件でございます。 学校評議員につきましては、各学校で3名から5名という範囲内で選定していいということで、三輪小学校4名、他の学校は3名ということで、年間5千円の手当を評議員手当という形で支給をさせていただいております。その関係でございます。 それから、中学校には何でないのかということでございますが。 同じようにですね、平成23年度につきましては、三輪中、夜須中ともにコミュニティスクールということで、運営協議会制度に移行した関係で、同じような評議をする、学校評議をする人は要らないというか、コミュニティスクールに移行したということで、中学校には学校運営協議会の委員さんを配置したということで、評議員はもう要らないということになっております。 それから、各学校に清掃委託料があるということでございますが、これにつきましては、基本的には体育館等の高い窓、それから各給食調理場の衛生清掃、そういったものを専門の業者のほうに委託をいたしております。 特に、体育館それから図書室等の高い窓等の清掃を行っておりますし、調理室につきましては、夏休み期間中に、ネズミ等の駆除も含めたですね、衛生清掃、そういったものを行っております。 支給は、専門の業者に支給をいたしております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	資料のほうから1点だけお尋ねします。 129ページです。 学校給食費収納状況調べがありますが、9年経てば小学校1年生だった子も卒業してしまいます。卒業後の未納対策は、何か考えているのか、お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 卒業をされても債権として残っておりますので、時効にならないようにですね、督促を行っております。 ただ、町外に転出されてある方とか、そういったところもございますので、そういったところにつきましては、やはりうちのほうから出向いて行ってですね、やっぱりお話をさせていただかなければならないかなというふうには思っております。 そういったところ、学校で対応が困難なところにつきましては、一応教育委員会で引き継いで対応をしていくというふうに考えております。
委員長	一木委員
一木委員	今、河内委員のほうから質問が出たところでございますけれども、23年度の学校給食費の収納状況調べということで、昨年度と比較をさせていただきました。 その中で、今の答弁の中で理解ができるわけですけども。 学校によってはですね、例えば三輪小学校は13年度の滞納人員3名ということで、一番さかのぼりますと、13年度からで東小田小学校は17年度からということ

	で、それぞれ違っていましたので、なぜなのかということを疑問に思っていました。 滞納の分は卒業してもですね、今の請求ということで理解ができましたけれども、その辺りがどうなっているのかというふうに思っていました。 中牟田小学校につきまして、でございます。 15年から出ていますけれども、15年は、去年が4名が2名ということで、2名収納いただけたということで、16年が消えていますけれども、2人が納入収納された。16年ですね。 17年が4名、19年が3名、20年が3名の方たちが収納を受けたということで、この表から消えております。学校のやはり特段の努力等がなされてものじゃないかなと。 先ほど通知、文書等でお知らせをされたり、また、こども手当等から支払ってもらったということ等もあったかと思われまうけれども、こういった、特に中牟田小学校につきましては、過去のこういった未収の方たちの収納が非常ですね、他の学校と比べますと、非常に改善されたと申しますか、そういった努力を具体的にどのようにされたのか、何かその辺りがお分かりでしたらということと、他の学校へも、お互い学校間ですね、こういった未収関係の状況については、知らせをなされてあるんじゃないかなと思いますけれども、やはり知らせをいただきながら、それぞれですね、競争していただくわけじゃございませんけれども、やはり努力をしていただきながら、三並小学校は、去年も0でしたけれども、今年も0ということですね。 やはりそういった良い部分はまた努力をしていただくということに、ひとつ向かって、未収が続かないようにということで、改善に向かっていたいただきたいと思いますけれども、今の点につきまして、ご答弁を求めたいと思います。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 非常に、ちょっとお断りを言わないといけないかなと思っております。 中牟田小学校につきましては、ちょっと集計を変えておるというようなことで、ご理解いただけたらと思っております。 と申しますのが、21年に2件のですね、501,900円という大きな金額でございます。 実は、過去からのですね、21年に中牟田小学校を卒業したということで、過去からの分を全部ここに集めて記載をしたということで、特にこの2件につきましては、大口の、どちらかというと悪質な滞納者ということで、まとめております。 ですから、トータル的には586,500円ということと、昨年が501,900円であったというように、トータル的にはこの21年度の、2人の501,900円が解消できてないということでございますので、中牟田小学校については、ちょっと記載上ですね、やり方がちょっと変わったということで、お断りをさせていただきます。 全体的に各学校との情報の共有でございますけれども、今の重点的な考え方としては、こども手当が今度法改正になりまして、児童手当に変わりましたが、児童手当からですね、本人の承諾をいただければ、児童手当支給しております所管課のほうですね、天引きができるというように、まずはそちらに重点を置くということで、各学校にそういう本人からの申請用紙を持たせまして、それぞれの滞納者のところに家庭訪問して、まずは児童手当から納付をしてください、という取り組みを行っております。 それから、小学校から中学校に上がっていくわけですけど、小学校でそのまま滞納してですね、また中学校で滞納しているという家庭もございますので、そこは小学校、中学校ですね、情報を連携しながら取り組みを行っているということでございます。

	以上でございます。
委 員 長	一木委員
一木委員	説明を受けましたけれども、私も金額のところ、ちょっと大きな数字を見落としていましたけれども。 中牟田小学校につきましては、24年度、来年度ですね、決算のときには、他校のこういった年度ごとで、分けて上げてありますけれども、そのようになされるということでよろしいわけでしょうか。でないと、おかしいんじゃないかなというふうに思いますけれども。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 今回ですね、学校から上がってきたものを、そのまま集計して計上いたしておりましたが、今言われますように、他校と同じような取り扱いでないと、ちょっとおかしくなりますので、今後そういうふうに修正したいと思っております。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	資料の123ページをお願いします。 成果のところですね、児童・保護者の学校満足度90.6%、これは、いろんな支持率とかですね、満足度からすると驚異的な数字だと思うんですね。どういった調査がなされているのか。 具体的な項目があればですね、上のほうから良いところと、あと10%ぐらいが何らか、まだ要望があるということだろうと思うので、分かればお願いいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 各学校が年度末に保護者に対しましてアンケートを取っておりますけれども、内容としては、議員が言われていますような、細かい内容ではなくてですね、「満足している」、「ほぼ満足している」というようなところでの集計ということになっております。 ですから、成果に上げております部分については、もう「ほぼ満足している」、「満足している」の数字が90数%ということでございます。以上です。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	ということは、町が統一して、同じような形でアンケートを取っているわけではなくて、各学校単位の集計ということだと思うんですけども。 近年の町の政策なり、担当の現場の先生たちの努力で、やっぱりこれだけの数字が上がってきていると思うんですけども。 せっかくこういうのを取られるのであれば、もうちょっと具体的なところまで行くんですね、今後の施策にもっと反映できる部分があるんじゃないかと思うので、できれば統一したものと、細かな記載事項が書けるようなものですね、今後検討されてみてはいかがかというふうに思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 児童・生徒につきましては、本年度統一してですね、様式を各学校周知しましてアンケートを取っておりますが、保護者については、今、議員が言われますように、まだ各学校に任せておりますので、その辺は今後十分検討してですね、言われますように、内容で統一したアンケートを取っていきたいというふうに考えております。以上です。
委 員 長	内堀委員
内堀委員	児童ということなので、小学校だけが単位というふうに考えてよろしいんでしょう

	か。できれば中学校の生徒というふうな形でも、やっていなければですね、ぜひ行っていただきたいというふうに考えています。以上で終わります。
委 員 長	教育課長
教育課長	児童・生徒ということで、中学校のほうも取り組んでおります。
委 員 長	河内委員
河内委員	すみません。また戻って申し訳ないんですが、給食費。 昨年の資料には、この中牟田小の２１年度５０１千円というのは、まるっきり出てきてないんですよ。２２年の決算で、なんでこれが出て来なかったのか、お尋ねをします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 先ほど一木委員の質問でもちょっとお答えをいたしましたが。 昨年の報告で、平成１５年度から２０年までのトータルが５０１，９００円という数字が、たまたま同じ数字ではございますけれど、この１５年度から２０年までの滞納の中にですね、２名の子どもの保護者の方の滞納分が２１年度にまとめて書いておりますが、５０１，９００円ということで、この５０１，９００円、特に問題のある方の部分を２１年にまとめてですね、ポンと上げているというようなことで、ちょっと表示の仕方が去年と変わったということで、先ほど一木委員に答弁いたしましたけど、これについては修正をさせていただきたいというふうに考えております。
委 員 長	今の質問は、２２年度があって、２３年度、今２３年度の決算ですね。 だから、２２年度に変わってなくて、２３年度になぜ変えたのかという質問だと思うんですけどね。 本来なら、今の回答であれば、２２年度からそうならおかなければいけないのに、２３年度から変えたのはなぜかと。 だから、この問題についてはですね、帰られて、再度議会に提出をお願いしたいと思えます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	資料の１２８ページ、惣利遺跡なんですけれども、この遺跡は貴重な遺跡というふうに以前から聞いておりまして、歴史民俗資料館にも良好な状態で収蔵できているということとともにですね、やはり水浸ですかね、水に浸して維持管理が必要とされている部分等あるわけなんですけど、今、現況はどのようになっていますでしょうか、質問をいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 惣利遺跡の出土木製品につきましては、重要な出土品につきまして、１５年計画で保存処理を行ったということで、ほとんど重要な部分につきましては、京都のですね、そういう処理業者のほうに送りまして、腐敗とかですね、そういう進行しないような処理を行って、今、資料室のほうに保管をいたしております。 １５年計画で実施をしましたけれども、それ以外にもまだ残っておる部分がございます。その部分につきましては、今、足田牟田の倉庫がございますので、その倉庫のほうにですね、水に浸して仮置きをしているという状況でございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	未だ足田牟田に保存されている、これは水にずっと浸したままだと思いますけれども。 じゃあ、これが、今後どのようになっていくのか、１５年経過いたしましたので、もう２３年度で国の国庫補助等はなくなったということになると思いますけれども。

	じゃあ、町としてどのように考えていくのかということをお尋ねいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 保存技術の進歩の推移を見ながら、今以上の技術進歩があればですね、そういう取り組みをやっていくということでございますけど、現状としましては、今のまま木製品を水に浸してですね、水を取り換えながら保存していくという考えでございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	ということは、ずっとあそこにそのまま、技術の進歩がいつになるか分からない状況だと、見通しは多分たっていないんじゃないかなと思います。 どれだけ町の予算が使われているかは分かりませんが、これはやはり文化財という法律に基づいて、このまま見守っていくしかないということになるのでしょうか。 ちょっとやっぱり財源的なこととか考えますとですね、どこかの場面で、ちょっと線引きじゃないですが、何らかの結論と言いますか、終息と言いますか、何かさせてもいいのかなどというふうに、素人考えでは思いますが、その点はどうなんでしょうか。
委 員 長	内容が専門的な話ですので、本来ならば副課長まではですね、回答権がありますけど、学芸員でありますので、平島学芸員のほうから回答を、その現状とですね、現状についての報告をお願いしたいと思います。 平島課長補佐
課長補佐	お答えいたします。 現状では科学の進歩の状況に応じてということなんですけど、今の保存処理技術がベストとは限らないわけですね。これは、やっぱり技術の進歩によって、より良い方法が今後開発される可能性もありますので、その段階を見計らって、もっと安価で処理できるような方法が出てくるかもしれません。 それまではですね、どうして出土遺物というのは廃棄するとか、そういうことはできませんので、元埋まっていた状態に近い状態で保存していくしかない。 土器等であれば拾い上げて、箱に収納して納めておくことができるんですが、木器については、どうしても水に浸した状態で、腐敗をしないように保存管理をしていくということになっていくと思いますので、現状では水槽の中に水に浸して、腐敗を防ぎながら処理していくということになっています。そういうことでよろしいでしょうか。
委 員 長	質疑が終わりましたようですので、これで、教育課を終わります。 続きまして、生涯学習課の説明を求めます。 生涯学習課長
生涯学習課長	それでは、生涯学習課の決算の説明をさせていただきます。 まず、決算特別委員会の資料のほうから説明いたします。お手元の資料の130ページをお開きください。 生涯学習社会の実現を目指す社会教育の推進ということで、社会教育委員会の活動をいたしております。教育委員会から諮問を受けている、「子どもの約束」の作成に向けて、研修や協議を行っているところでございます。 明るくたくましい青少年の育成につきましては、23年度フレンドシップあさくらを実施したところでございます。 筑前町から団員32名、スタッフ5名が参加し、ジュニアリーダーの育成に役立っているところでございます。 131ページです。

	6年生の交流会を実施いたしました。夏休みに1泊2日で開催し、他校の児童と一緒に活動する時間が増え、交流が深まったところでございます。 それから、通学合宿でございますけれども、それぞれの自治公民館3カ所で実施いたしました。自治公民館で実施するのは2年目でございます。 実行委員会を組織し、もらい湯や見守りなど地域の協力も得られ、多くの人の繋がりができたというふうに感じております。地域での開催に向けて、さらなる周知や地域の教育力の向上に努めていく必要があるというふうに考えております。 次に、132ページです。 青少年育成町民会議でございますけれども、各部会で様々な活動を行うことができました。全体事業といたしましては、10月30日に筑前町子どもの集いを開催いたしまして、大雨にもかかわらずたくさんの方に参加していただき、各団体の実践発表等を通じて、子ども同士の交流を図ることができました。 133ページです。 いつでもどこでも学べる成人教育の推進ということで、出前講座を実施しております。町民等の団体、グループから10件の申し込みがありまして、町職員が講師として出向き、実施をしたところでございます。毎年少しずつではありますが、増加の傾向にあります。 続きまして134ページ、史跡ガイドボランティア養成学級ですけれども、2年目になります。 受講生が積極的に学習を行いまして、ガイド本を作成することができました。今後は、この活用についてですね、そういう場を作っていく必要があるというふうに考えております。 次に、135ページですが、「イキイキおとこ塾」ということで、新しく始めております。団塊世代の男性が運動や料理を通じて仲間づくりを行うということで、実施をしております。 成人講座の受講生のほとんどが女性でありましたけれども、男性限定の講座も開催し、他の講座も少しずつではありますが、男性も参加しているので、幅広い分野で受講できるような講座を今後企画していきたいというふうに考えております。 以下、講座関係については、お目通しいただければと思います。 飛びまして、137ページです。 豊かな生活を支える生涯スポーツの推進ということです。 各スポーツ大会を行っておりますが、ソフトボール大会、ビーチボールバレー大会、うぐいすマラソン大会につきましては、筑前スポーツフェスタということで位置づけて、体育協会へ事業を委託し、体育協会と連携しながら実施をしております。 次に、138ページです。 体育施設の整備・利用促進でございます。 古い施設等については老朽化が進んでいる部分もありますけれども、町民プールに關しましては、全体的に老朽化が進んでおり、施設の修繕が毎年必要となっているような状況でございます。利用につきましては、7千名ほど夏の期間に利用があつておるところでございます。 それから、139ページ、基本的人権が尊重される人権・同和教育の推進でございます。 啓発事業の充実に、拡充に努めておるところでございます。その一環として、人権週間に合わせたイベントの開催ということで、人権フェスタを実施しております。 2年目になる人権作品コンクールを実施し、新たな参加者を増やす取り組みができたというふうに感じております。様々な人権問題について考えてもらう機会として、多くの町民に参加してもらうよう、今後も内容の充実を検討していきたいというふう
--	---

	に考えております。 また、啓発については、次の140ページに書いてありますが、「シリーズ～心のめくもりを～」ということで、広報に掲載をしております。また、啓発カレンダーを作成し、全世帯に配布をしたところです。 141ページです。 解放子ども会、解放学級の実施についてですけれども、まだまだ差別が存在しており、これに負けない個、集団を育成していくために、子どもたちに補充学習と解放学習に取り組んでいるところでございます。 続きまして、豊かな情操と創造性を育む文化活動の推進です。 文化まつりを文化協会主催で開催をしておるところでございます。 それから、ホールの運営、充実と利用促進でございますけれども、次の142ページに掲げておりますように、コンサートや講演会、映画会などを、多彩な自主文化事業を実施できました。 来場者の反応やアンケートなど、住民のニーズを常に把握しながら、魅力的な自主文化事業を提供していくために、今後とも創意工夫をしていきたいというふうに考えております。 140ページ、コミュニティづくりを目指した公民館活動の推進ですけれども、自治公民館の施設の整備の助成ということで、7つの自治公民館に助成をしたところです。また、花いっぱいの推進活動、子どもの広場づくり、自治公民館活動推進のための助成ということで、そこに掲げておりますような助成制度をですね、有効に活用していただき、自治公民館活動の充実、定着が図られるように支援を今後ともしていきたいというふうに考えております。 最後に144ページです。 図書館についてでございます。 図書館のサービスの充実、資料の整備充実、利用の促進ということで、3つの柱を掲げて具体的な取り組みを行っているところです。 具体的措置として、講座の実施とか団体の貸し出しといったサービスの充実、それから、資料の充実では、予約とかリクエスト制度の活用を図っているということ、それから、利用の促進については、登録の促進ということで、乳幼児の登録推進をしているところです。 そういった効果もありまして、町民の登録率はわずかではありますが、48.4%ということで、昨年よりも2.4%ほど登録率が上がっているところでございます。 続きまして、決算書のほうの説明に移らせていただきます。 167ページをお開きください。 9款教育費、8項社会教育費、1目社会教育総務費です。支出額117,475千円ですが、社会教育関係職員の給与、嘱託職員、社会教育指導員等の人件費、成人式の経費及びPTA、青少年育成町民会議等の社会教育関係団体等への補助金が主な支出でございます。 次に、169ページ、170ページをご覧ください。 まん中ほどの備品購入費の1,231千円につきましては、テントと公用車の購入でございます。 2目めくば一る学習館費36,859千円の支出です。 めくば一る学習館、町民ホールの維持管理費用が主です。めくば一る全体の電気料、上下水道の使用料、電話料等がこの中に含まれております。 需用費の修繕費6,896千円につきましては、主な修繕は、町民ホールの吸収冷温水機、これは空調機ですが、空調機のオーバーホールによるものと、それからエレベーターの部品の交換、図書館の空調の修理、そういったものが主な修繕でございます。
--	--

	す。 次に、１７１ページ、１７２ページです。 ３目公民館費です。１８、８６６千円の支出です。 公民館で行う各種学級、講座、青少年事業と自治公民館施設整備や活動支援のための補助金が主な支出でございます。 次の１７３ページ、１７４ページの１９節負担金補助及び交付金ですけれども、１２、８８７千円ですが、主なものは先ほど申し上げました自治公民館の施設整備の補助金が主なものでございます。 ４目公民館支館費です。３、００６千円の支出です。公民館支館の維持管理の費用が主なものでございます。 続きまして、５目コスモス公民館費と６目のめくばー図書館費ですけれども、この５目、６目合わせまして図書館費でございます。 ５目のコスモス図書館につきましては３３、１９７千円、６目めくばー図書館費３７、０２１千円、合わせた支出済額が、７０、２１９千円が支出額で、昨年度より８、１１４千円の増となっております。 これにつきましては、前年度からの繰越事業である住民生活に光をそそぐ交付金事業が２１、６００千円含まれております。主に図書資料等の購入費として支出したものであります。 各節については、説明を省略いたします。 続きまして、１７７ページ、１７８ページをお開きください。 ７目同和教育推進費です。１０、３９２千円の支出です。 人権・同和教育推進協議会、人権フェスタ、人権セミナー、解放子ども会などの謝金等と、それから朝倉地区の同推連の負担金が主な支出でございます。 続きまして、８目の文化振興費です。１５、５３１千円の支出です。 ここでは講演会、演奏会、映画会などの自主文化事業や文化団体である文化協会への補助とめくばー町民ホール、コスモスプラザのふれあいホールの舞台、釣りもの、照明、音響などの保守点検及びオペレーター業務が主な費用となっております。 次に、１８３ページをお開きください。 １０項保健体育費、１目保健体育総務費です。６、３９９千円の支出です。 各種スポーツ大会、指導者研修会、体育指導員の経費と体育協会、スポーツ少年団活動への補助金が主な支出でございます。 委託料のスポーツフェスタ事業委託料につきましては、資料のほうで説明いたしましたソフトボール、ビーチボールバレー大会、マラソン大会の委託料でございます。 負担金補助及び交付金の全国規模大会出場助成金２２５千円ですけれども、２３年度は、少林寺拳法の全国大会、小学生のソフトテニス全国大会、同じく小学生のバドミントン全国大会の出場に対する助成金でございます。 続きまして、１８５ページ、１８６ページですけれども、２目の体育施設費です。２８、２８４千円の支出です。 町社会体育施設の運営、維持管理費用及び学校開放施設の夜間照明の光熱水費が主な支出でございます。 需用費の修繕料の３、９２８千円ですが、これは、農業者トレーニングセンターの照明、安定機の取り換え、また、三輪小学校のグラウンドの照明の修繕、そういったものがここに含まれております。 １８節の備品購入費は、卓球台６台の購入費でございます。 以上、主要施策と決算の報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員

河内委員	決算書です。１７６ページ。 課長のほうから訂正がなかったようなので、一番下の下段ですね、図書館備品「個入費」になっているので、これは、「購入費」に訂正をされたらと思います。 それと、あと資料のほうで、１３１ページです。 通学合宿の件ですが、将来の課題として、実行委員組織の見直しが必要であると上げておりますが、何か問題があって、見直しが必要と考えたのかどうか、が１点。 それと、他のいろんな講座はですね、人数とか全部成果の中に上げられていたんですが、１３３ページの出前講座、受講者数が入っておりませんので、報告をお願いします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、通学合宿のこの実行委員会組織の見直しが必要であるということにつきましては、まず、以前はこの通学合宿というのは、国立少年自然の家、あるいは中央公民館等をして、町教育委員会なり公民館が主体として行っております。 段階的にですね、本来はたくさん子どもたちがおりますので、その中の一部の子どもだけでなく、全体にやっぱり広げていかないと、こういった生活体験というのは効果がございません。 そういうことから、地域に広めていこうということで、一昨年から自治公民館で開催して、それをどんどん広げていって、将来的には自治公民館で、地域で子どもを育てるという立場に立っていただいて、そこでやっぱりしていただくのが一番目指すところでございます。 そういったことから、今は社会教育委員であるとか、町の職員であるとか、自治公民館長さんとか、そういった方々に実行委員になっていただいておりますけれども、将来的にはそういう、より普及するためには地元中心で組織していただいて、していくというのが理想というふうに考えておりますので、そういった面で、ここにこのように書かせていただいております。 それから、出前講座の人数が入っていないというところでございましたけれども、手元に人数を把握した資料を持ってないということでもありますので、後ほど報告させていただきたいと思います。 申し訳ありません。 決算書の１７６ページの図書館備品購入費です。「個入費」になっておりますので、購入費ということで訂正をお願いいたします。
委員長	梅田委員
梅田委員	資料１３０ページからずっと、子どもの明るくたくましい青少年の育成という項目がございます。これを目指して種々事業を展開されていると思います。 通学合宿等も行われておまして、地域で子どもを育てるという、そういった視点に立って行われているわけなんです。 実は、福祉課のときにですね、将来の課題、認知症サポーター養成事業、若年層に対するサポーター養成の推進ということで、小中学生に対してもこういう取り組みを、要請をしていくということが将来の課題として上げられております。 地域で子どもたちを育て育んでいくということとともに、やはり地域に役に立つ、地域に貢献できる、地域とともに成長する、そういう子どもを育てていくということが、明るくたくましい青少年の育成にも繋がっていくと思います。 これは、教育長お出でですが、学校教育現場ということも考えられるのかもしれませんが、生涯学習の中でこういうふうな取り組みが、今、実施されておりますので、先ほど申しました認知サポーターの養成の推進という形も、当然必要ではないかなと

	思いますので、福祉課との連携等をどのように今後考えていかれるのか、お尋ねをいたします。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 地域に役立つ子どもの育成をということで、福祉課と連携した取り組み等ということで、お尋ねがございました。 本年度からですね、県の指定を受けまして、社会力育成事業に取り組んでおります。申しますのは、福祉とか環境問題をですね、子どもたちがそういう問題について学習しながら、そういう子どもたちを3年間かけて順次育てていこうという取り組みを、県のモデル事業の指定を受けまして、本年度からそういう取り組みを行っているところでございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	その中に認知症サポーター養成講座等の事業も取り組まれているんでしょうか、今年度。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	本年度は、その取り組みの中には、今おっしゃられました認知症とかについては入っておりません。 ただ、全体的に福祉の問題については、項目の中に入っておるところでございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	福祉課のほうの将来の課題に、わざわざこういう記述があるわけですので、しっかり取り組んでいただきたいことを希望いたします。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、一般会計の歳出を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をいたします。 1時15分から再開いたします。 (12: 5)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13: 15)
委 員 長	歳入に入る前に、先ほどの河内委員の出前講座の件で、生涯学習課長からの発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 生涯学習課長
生涯学習課長	河内委員のほうからありました資料の133ページの出前講座の人数について、お答え申し上げます。 まず、出前講座、人権学習ほか2回というふうに書いておりますが、これは、夜須中学校、三輪小学校で行われたもので、合計293名です。 次の「校区の歴史」、これは東小田小学校20人、「仙道古墳について」、三並小学校25人、「交通安全について」、吹田区老人クラブ30人、「認知症予防教室」2回、吹田区老人クラブ30名と原地蔵敬老会50名の、合せて80名、「心の健康、今日からはじめる健康づくり」、野町区公民館40名、「国民年金の話」、丸町区40人、「まちづくり」、三輪小学校153人、合計の681名の方が参加をされております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	昨年と比べて、どういう傾向にあるんでしょうか。
委 員 長	生涯学習課長

生涯学習課長	昨年と比較いたしますと、全体的な人数は、昨年度は持っておりませんが、今年度の開催は、10回開催したということですので、毎年少しずつ増加ということで、一昨年が7件、昨年度が9件ということで、そういう出前講座の回数としては増える傾向にあります。以上でございます。
委員長	それでは、歳入の説明を求めます。 財政課長
財政課長	財政課から決算の歳入の説明を申し上げます。 決算書に基づきまして説明を申し上げますけれども、昨日、決算の概要の中で予め説明しておりますので、できるだけ重複しないように、時間を節約しながら説明を申し上げます。 まず、決算書の11、12ページを開いていただきたいと思います。 1 歳の町税でございます。1 歳の町民税から5 歳の入湯税までの、合計の調定額、これは12ページの一番上にございますが、3,266,304千円でございます。これに對しまして、収入が2,954,743千円、前年対比0.1%の減というふうになっております。 町税の中で大きく減収となりましたのは、個人町民税、これの現年度分でございますけれども、15,830千円、それから、固定資産税の現年課税分24,881千円、これらが大きく減収となっております。 一方軽自動車税につきましては1,299千円、たばこ税は28,121千円というふうに、大きな増収というふうになったわけでございます。 それと不納欠損の額でございますけれども、26,529千円、収入未済額、いわゆる未納額でございますけれども、285,031千円となっております状況でございます。 次に、13ページをお願いいたします。 13ページの2 歳地方譲与税、これからずっと飛びまして、17ページの12 歳交通安全対策特例交付金でございますけれども、これまでににつきましては、すべてが依存財源でございまして、交付額につきましては、それぞれの交付算定額、そういった算式によって交付されておるものでございます。 前年度との増減等につきましては、決算の概要の中で表を用いて説明しておりますので、内容については省略をさせていただきますけれども、増額となっておりますものは、3 歳の配当割交付金、それから7 歳のゴルフ場利用税交付金、11 歳の地方交付税でございます。 その他の交付金等については、減額となっておりますような状態でございます。 引き続き17ページでございますけれども、13 歳分担金及び負担金でございます。昨年比19,116千円の増でございまして、181,061千円となっております。 この分担金負担金につきましては、備考欄に説明を書いておりますように、各種事業に対します受益者等の分担金なり負担金でございます。 2 歳の負担金につきましては、3,806千円の増で128,618千円でございますけれども、不納欠損352千円と収入未済額3,751千円を掲載しておりますけれども、これにつきましては、保育料の不納欠損額と収入未済額でございます。 続いて、19ページをお願いいたします。 14 歳使用料及び手数料でございますが、総額222,989千円の収入でございます。 昨年よりも約22,787千円減っておりますけれども、これにつきましては、この中の1 歳2 歳5 歳の大刀洗平和記念館入館料、この分の収入が47,949千円でございますけれども、これが約22,264千円減額となったことが大きいようでござ

	います。 それと7目の土木使用料でございます。2節の住宅使用料でございますけれども、74,145千円の収入がございますけれども、23,858千円の額が未納となっております。 その他のことにつきましては、備考欄に掲載しておりますので、説明については省略をさせていただきます。 21ページから26ページでございますけれども、21ページから22ページをお願いいたします。 21ページから26ページにかけまして、国庫支出金に関係する部分でございますけれども、国庫支出金の総額は1,086,691千円でございます。前年度より約450,645千円の減額となっております。 これにつきましては、公共投資臨時交付金、それから地域情報基盤整備事業推進の交付金、いわゆるブロードバンドの整備事業でございますけれども、それから、都市公園整備補助金、安心・安全な学校づくり交付金、こういったものが事業の縮小あるいは完了等によって減額となったためでございます。 その他の事業につきましては、補助金等につきましては、備考欄に事業名を記載しておりますので、説明については省略をさせていただきたいと思います。 飛びまして、27ページをお願いいたします。 27ページから33ページにかけましては、県支出金の関係でございます。 27ページ、16款県支出金、収入額が719,875千円の収入となっております。前年度に対しまして46,066千円ほどの増額となっております。 選挙委託金や統計調査費というのは減額となっておりますけれども、介護基盤関係の補助金、これが75,560千円と大きく増加になっております。 そういった関係で、補助金総額としましては、支出金は増額となったという状況でございます。 他、それぞれの補助金等の説明につきましては、備考欄等書いておりますので、説明は省略をさせていただきます。 次に、33ページをお願いいたします。 下のほうでございますけれども、17款財産収入でございます。105,787千円の収入でございます。 基金の利息は3,368千円ほど減額となりましたけれども、町有地の売却、これが21,819千円ほど増額となりましたので、結果的に増えたような格好になっております。 その他の項目につきましては、備考欄に掲載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。 35ページをお願いいたします。 中段になりますけれども、18款寄附金でございます。寄附金につきましては、291千円の収入となっております。 続いて、19款繰入金でございます。564,375千円の収入でございます。 住宅新築資金等貸付事業特別会計から580千円、それから工業用地造成特別会計から1,214千円の繰り入れと、それから各基金からの繰り入れの総額は562,581千円の繰り入れでございます。 なお、この基金からの繰り入れの明細につきましては、決算概要の7ページに掲載しておりますので、説明については省略をさせていただきます。 次に、37ページでございます。 中段の20款繰越金でございます。304,594千円の収入でございます。 この繰越金の備考欄に、2段書きで前年度繰越金という表示をいたしておりますけ
--	---

	れども、前段の前年度繰越金につきましては、繰越明許分の繰越金でございます。 次に、２１款諸収入でございます。３２０，５４８千円の収入でございます。昨年よりも１５０，８０６千円ほどの減額となっておりますけれども、主な原因といたしましては、５項２目の雑入で、昨年広域圏のふるさと振興基金の分配金、これが２６０，６７７千円ほどございましたけれども、２３年度はこの分がなくなっております。そういったことで、大きな減額となったのではないかと考えております。 また、広告料につきましては、２２年度ございましたんですが、２３年度分につきましては、３１５千円ほどの収入見込みでございました。これが、請求が遅れました関係で、納付が２４年度にずれ込みました。そういった関係でございまして、２３年度決算の中では出てきておらないという現状でございます。 言い換えますと、２４年度に２３年度分と２４年度分と、２カ年分が出て来るということになります。そういったことでご了承いただきたいというふうに思います。 また、こういった請求するのが遅れたりしないように、本年度からは４カ月ごとの年３回払いでお支払いをしていただくということで、契約等の内容の変更をしておるようなものでございます。 その他につきましては、備考欄等に内容を掲載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。 次に、４１ページ、町債でございます。 １，１７２，８５４千円の借入でございます。これも町債の借入の中に、４節に合併特例債というのがございますけれども、これの備考欄に２段書きで合併特例債を表示しております。この額につきましては、上段に掲載しておりますのが現年度分でございまして、下段に表示しておりますのは、２２年度繰越分でございます。 借り入れました事業等につきましては、決算概要書の８ページに掲載しておりますので、説明については省略をさせていただきたいと思います。 以上、歳入の合計が１２，２４２，３２２，２７６円、不納欠損額が２６，８８２，６７６円、収入未済額、いわゆる未納額でございますけれども、３１２，６７７，５３７円となっております。 歳入未済額につきましては、前年度よりも９，９８３千円ほど減っております。 以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これから、認定第１号「平成２３年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第１号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、認定第１号「平成２３年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
委員長	続きまして、認定第２号「平成２３年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長

健康課長	国民健康保険事業特別会計でございます。 それでは、国民健康保険事業特別会計の23年度決算状況について、ご説明申し上げます。 まず、平成23年度決算特別審査委員会資料で、平成23年度決算に伴う実績報告について、ご説明申し上げます。 記載ページは、26ページから30ページでございます。 26ページに、国保世帯及び被保険者の状況、医療費の状況、一般分の保険給付の状況을載せておりますが、国民健康保険被保険者の状況で、23年度末の加入者率の小数点の位置が違っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。 世帯数の欄が40.68でございます。被保険者数の欄が26.38でございます。どうも申し訳ございませんでした。 次に、27ページでございます。 27ページに特定健診、特定保健指導の実施状況とレセプト点検の実績を、また、28ページ上段に、国保税の収納状況を表にして整理いたしております。 それでは、28ページの医療費の状況のほうから事業報告をいたします。 国民健康保険の世帯数、被保険者数を前年と比較しますと、世帯数は、23年度平均で4,078世帯、前年度平均より0.44%増加しております。 また、被保険者数につきましては7,798人となり、前年度平均よりも0.04%増加しています。 1人当たりの医療費状況を見ますと、一般被保険者は、対前年度比で0.32%の減でございます。退職被保険者につきましては、4.87%の減となっております。総医療費で見ますと、対前年度比0.51%の減でございます。 この時期に医療費が下がることは、なかなか予想し難いことでありましたけれども、4月分で入院に大幅な減少が出たというようなことで、それが原因だと思っております。 次に、特定健診の状況ですけれども、平成20年度から始まりました特定健診、特定保健指導につきましては、特定健康診査実施計画の目標数値達成に向けて、6月から9月に20回、11月から漏れ者を対象に4回、計24回の検診を実施しました。 対象者数5,427人に対しまして、前年度比3.1%の増、27.9%、1,515人となりました。 特定健診の結果、保健指導が必要な動機つけ支援、及び積極的支援に該当した方は198人でしたが、うち161人に保健指導を行うことができ、保健指導実施率としましては81.3%でございます。 次に、前ページの27ページの下の方ですけれども、医療費削減として即効性があるのは、やはりレセプト点検の実施でございます。 一番件数が多いのは、資格喪失後の無資格受診ですけれども、過誤調整、再審査により減額となった分と合わせまして2,506件、金額で20,237千円ほどとなっております。 ここの数値でございますけれども、昨年までは過誤と再審査の分のみを上げておりましたので、昨年に対応する数字としましては、一般分で7,291千円、退職分が266千円です。計の7,557千円でございます。 次に、国保税の状況でございます。 平成23年度、現年度の調定額は678,069千円で、前年度調定額に比べまして0.41%増加しております。 収納額につきましては、641,887千円となっております。 収納率は、前年度分が94.66%で、前年度に比べて0.35ポイント上昇しております。
------	---

	滞納繰越分につきましては10.75%で、前年に比べて1.23%落ちております。 依然として生活不安による新規滞納者の増加は避けられない状況にありますけれども、今後とも収納率の向上に向け口座振替の推進、分割納入、夜間徴収の強化など、新規滞納者の抑制と収納率の向上に努めていかなければならないと思っております。 次に、29ページでございますけれども、国保特会における当面の問題と課題というところでございます。 5行目ほどからでございますけれども、平成23年度医療費はわずかではありますが減少し、県下でも中ほどの位置にあります。 医療費の方が国保の赤字の原因とは言い難いところはあると思いますが、一般会計から2億円の繰り入れをいただいていることから、長期財政計画のもとに医療費に見合う税率の検討が必要であると考えております。 また、特定健診を実施するにあたりましては、平成20年3月に策定しました筑前町特定健康診査等実施計画の国が示します参酌標準に沿った町の目標達成に向けた積極的な取り組みが必要であると考えております。 さらに国保税の収納率の向上、医療費の適正化、保健事業の推進など、様々な角度から経営努力を行い、町民に必要な医療を補償し、併せて健康保持増進を図るため、町内の医療、介護、保健、福祉分野との連携のもと、一次予防に重点を置いた保険事業に取り組むことが必要でございます。 また、以前から要望がありました保険証のカード化につきましては、24年度から実施するというようなことで、23年度において印刷委託等を行い実施いたしております。 具体策として、6項目ほどにまとめております。 1番としまして、全受診世帯に対する医療費通知を徹底する。 2番としまして、健康づくりモデル事業などによりまして、生活習慣病の検診や各種予防教室への参加を促進する。 3番目としまして、納税相談を実施するなど、滞納対策を推進し、被保険者の税の公平に努める。 4番目としまして、特定健診の受診率向上と特定保健指導の充実を目指す。 5番目としまして、先発医薬品から後発医薬品、ジェネリック医薬品への転換を図る。の6項目に整理いたしております。 今後とも厳しい国保運営状況には変わりはありませんけれども、経営の健全化に努めてまいりたいと思っております。 引き続きまして、決算状況について、決算書のほうで説明申し上げます。 決算書の210ページをお開きいただきたいと思います。 まず、歳出でございますけれども、1款1項1目一般管理費としまして、58,037千円を支出いたしております。 内訳の主なものとしましては、人件費ですけれども、一部節の振り替えを行っております。 22年度まで国保連合会で共同処理しておりました分につきましては、委託費でありましたけれども、12節役務費へ変更しております。以下、明細は備考のとおりでございます。 ただ、委託料につきましては、24年度から実施しました保険証のカード化に伴うシステム改修委託料でございます。 2項1目賦課徴収費としまして、1,261千円を支出いたしております。 次のページでございますけれども、1款3項1目運営協議会費の66千円につきましては、委員の報酬でございます。
--	--

	次に、2款保険給付費でございます。 前年度支出額よりも14,800千円ほどの減、2,151,012千円を支出いたしております。 内訳につきましては記載のとおりでございますけれども、1項療養費につきましては、7,600千円余りの減、2項高額療養費につきましては、9,200千円余りの減になっております。 次のページですけれども、4項出産育児諸費につきましては、2,550千円ほどの増になっております。 5項葬祭費につきましては、450千円ほどの減になっております。 次に、216ページでございます。 3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、27,900千円余り増の350,081千円を支出いたしております。 4款1項1目前期高齢者納付金としまして、1,003千円を支出いたしました。 5款老人保健拠出金につきましては、事務費拠出金の20千円のみ支出となっております。 次に、6款介護納付金につきましては、前年度支出額より12,500千円余り増の165,138千円を支出いたしております。 次に、218ページでございます。 7款共同事業拠出金は、財政安定化と医療費の平準化のために、国保連合会が運営する事業に対する拠出金でありまして、前年度支出額より21,900千円ほど増の443,185千円を支出いたしております。内訳は備考のとおりでございます。 次に、8款保健事業費でございます。 8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、3,500千円ほど増の13,269千円を支出いたしております。 その主なものは、13節の特定健診委託料の12,345千円でございます。 8款2項1目疾病予防費につきましては、前年度支出額より5,500千円余り減の8,678千円を支出いたしております。 主な減の要因としましては、無受診者表彰記念品を取りやめたことにより3,500千円ほどと、委託料で、医療費通知の電算委託料の減、それに22年度のみ支出でありました、レセプト点検管理システムの改修費などの減があったためでございます。 8款2項2目健康づくり推進事業につきましては、例年どおり訪問指導事業と精神相談事業を行い、2,203千円を支出いたしております。 ページが220ページでございました。すみません。 次に、9款基金積立金でございますが、支出はございません。 次に、10款公債費でございます。 10款1項1目利子の26千円につきましては、一般会計からの借入れを行った際の利息でございます。 次に、11款諸支出金でございます。37,791千円を支出いたしております。 内訳につきましては、11款1項の1目、2目一般被保険者、退職被保険者の税の還付金が、合せて3,305千円ほどでございます。 同項3目償還金につきましては、過年度超過交付金の返還金でございまして、34,486千円を精算返還いたしております。予算不足が生じたので、予備費より充用をいたしております。 次に、12款予備費でございます。 13款は前年度繰上充用金で、22年度赤字分を23年度より12,459千円を支出いたしております。
--	--

	以上、歳出予算現額3,377,034千円に対しまして、支出済総額3,245,479,166円でございます。 次に、決算書の198ページをお願いしたいと思います。 歳入でございます。 まず1款国民健康保険税でございます。664,529千円を収納いたしております。昨年より2,482千円ほど増でございます。 この分につきましては、一般被保険者分が7,500千円ほど減額になりまして、退職被保険者分が10,000千円ほど増額になった結果でございます。 200ページをお開きいただきたいと思います。 次に、2款使用料及び手数料でございますが、これは、すべて督促手数料でございます。 次に、3款国庫支出金でございます。 3款1項国庫負担金としまして、703,460千円を受け入れています。 内訳につきましては、同項1目療養給付費負担金679,380千円で、この分につきましては、退職被保険者を除く療養給付費等の34%を国が負担するものでございます。 同項2目高額療養費共同事業負担金21,425千円、これにつきましては、1件が800千円を超える高額医療費に充てるため、費用の4分の1を国が負担するものでございます。 同項3目特定健診等負担金2,654千円、これにつきましては、国が健診費用の3分の1を負担するものでございます。 3款2項1目財政調整交付金としまして、285,573千円を受け入れています。これは、一般被保険者の療養給付費の9%を国が補助するものでございます。 次に、202ページをお開きいただきたいと思います。 4款療養給付費交付金でございます。111,572千円を受け入れています。これは、退職被保険者に係る療養給付費相当額を社会保険診療報酬支払基金が交付するもので、昨年より16,827千円余り増でございます。 次に、5款前期高齢者交付金でございます。539,349千円でございます。前年度より63,552千円ほど増でございます。 次に、6款県支出金でございます。140,068千円を受け入れています。 内訳につきましては、6款1項1目高額療養費共同事業負担金21,425千円。これにつきましては、1件が800千円の高額医療費の支払いに充てるために、国庫負担金と同率で費用の4分の1を県が負担するものでございます。 同項2目特定健診等負担金3,108千円は、国と同率で3分の1を県が負担するものでございます。 6款2項2目財政調整交付金115,535千円につきましては、一般被保険者の療養給付費の7%を補助するものでございます。 次に、7款共同事業交付金でございます。437,912千円を受け入れています。 7款1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、1件が800千円を超える高額医療費、同項2目保健財政共同安定化事業交付金につきましては、1件当たり800千円以下で、300千円を超える高額医療費全体について交付されるものでございます。 次に、204ページでございます。 8款財産収入はございません。 次に、9款繰入金でございます。 9款1項1目一般会計繰入金としまして、371,498千円を繰り入れております。そのうち、その他の繰入金としまして、法定外の繰入2億円を繰り入れております。
--	---

	す。 次に、１０款繰越金でありますけれども、繰越金はございませんでした。 次に、２０６ページでございます。 １１款諸収入でございます。１４、１２６千円を収納いたしております。 内訳の主なもの、１１款１項１目一般被保険者延滞金が２、８８８千円、４項１目一般被保険者第三者納付金が２、３３８千円でございます。 次に、３目一般被保険者返納金１、１８０千円でございます。 ５目雑入で、老人保健拠出金の返還金が６、４４９千円。 ６目特定健診の徴収金としまして、１、２７０千円でございます。 以上、歳入予算現額３、３７７．０３４千円に対しまして、収入済総額３、２６９、２８２、４１０円でございます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	資料でございます。ページは２８ページです。 一番上の段でございますけれども、徴収金等の実績の第三者行為等ということで、２２年度と２３年度の件数が、６件に対して１１８件ということで、たいへん増えておりますけれども、この原因、内容等についての説明をお願いしたいと思います。
委員長	健康課長
健康課長	２３年度におきましては、返納金が１１８万ほど入ってきております。それが１１５件ほどあっております。 第三者行為の交通事故等によります分につきましては、３件の２、３３８千円でございます。
委員長	１１５件が何か。
健康課長	すみません、申し訳ございません。 第三者行為自体の返納金としましては、３件の２、３３８千円でございますけれども、この分に医療費の返還金という部分を、今年度に限って上げておりますので、その分が増えているような格好になっております。それが１１５件の１、１８１千円ということになっております。 去年と対比しますと、上げ方として、当初の分がちょっと間違っていたというようなことになるかと思えます。申し訳ございません。
委員長	ということは、返納金をここに上げていたから、返納金を外すというわけですね。
健康課長	申し訳ございません。訂正をさせていただきたいと思えます。 一般被保険者分が３件で、２、３３８千円でございます。 申し訳ございませんでした。
委員長	河内委員
河内委員	資料の２７と２８ページで、３点伺っていいですか、３点。 特定健診の保健指導状況で、積極的支援、いわゆる前期高齢者６５歳から７４歳の方、１人もいなかったということ、去年もいなかったんですけれども、本年度もいなかったということで理解していいのか。下から３つ目の表ですね。 それと、先ほど一木委員の質問の中で、第三者行為の表の作り方が、去年と違っていたので訂正されたんですが、２７ページのレセプト、これも先ほど説明では、何かが入ったから増えたような言い方をされたんですが、今後どういう計算の方法をされていくのか。 それと２８ページの特定健診ですけれども、この支援をしないといけない人が１９８人で、１６１人に保健指導を行うことができたと思いますが、保健指導ができていない３７名の方に対しては、どういう対応をされるのか、お尋ねします。

委 員 長	健康課長
健康課長	まず、特定健診の74歳の分につきましては、おられないというようなことです。 それから、掲載の方向ですけれども、レセプト点検の実績につきましては、やはり資格審査も含めてレセプト点検を行っておりますので、こちらの記入のほうが、より実績に近い数字を上げているというふうに考えます。ですから、次年度からこの方法でやっていきたいと思っております。 7番の第三者行為の徴収金の問題につきましては、これは、あくまで第三者行為ということで書いておりますので、これについては訂正させていただきまして、来年度からは第三者行為のみを上げていきたいというふうに考えます。 それともう1問の、まだ指導ができてない方についてですけれども、電話とかですね、夜とか電話したりとか行っておりますけれども、なかなか来ていただけないということもありますけど、日曜日とか休みの日まで含めても連絡を取りたいというようなことで、今やっているところでございます。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	特定健診で引っかかって指導を受けないといけないという方ですので、ほっておくとですね、さらに重症化しますので、その点よろしく願います。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、認定第2号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 認定第2号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、認定第2号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
委 員 長	認定第3号「平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	後期高齢者医療特別会計でございます。 それでは、後期高齢者医療特別会計の23年度決算状況について、ご説明申し上げます。 平成23年度決算委員会特別資料で、平成23年度決算に伴う実績報告書について、ご説明申し上げます。 記載ページにつきましては、31から32ページでございます。 それでは、まず総括の部分でございますけれども、3行目ぐらいからでございますが、次期医療制度の創設が国において議論されておりますけれども、現時点において、国からは明確な方法は何ら示されておられません。事実上、先送りになったというふうに思っております。 次に、町では、広域連合と連携しながら保険料の徴収、申請、届け出の受付、保険証の引き渡し等の業務を行っております。 次に、対象者の状況でございますけれども、平成24年3月末時点で3,647人、105名の増となっております。 次に、主な予算の執行状況ですけれども、決算書と重複しますので、保険料の収入

	状況だけを説明しておきたいというふうに思います。 ただ、歳出2款の納付金の状況の表の中で、22年度、22年度となっておりまして、右側が23年度でございます。申し訳ございません。 1款の保険料でございますけれども、保険料調定額につきましては、188,829千円でございます。収納額につきましては188,121千円、収納率にしまして99.62%でございます。昨年よりわずかではございますが、0.03%ほど下がっております。 なお収納率の内訳でございますが、年金からの特別徴収額は100%、普通徴収額につきましては98.91%でございます。昨年より0.11%ほど低下しております。 これにつきましては、5月に滞納整理を行いましたけれども、その内200千円ほどがですね、6月が年金の支払い月というようなことで、6月に入金になったものがございますので、それを換算しますと、大体99.2%ぐらいには行ったのかなというふうには考えております。 また、滞納の調定額につきましては、22年度が2,400千円ほどありましたけれども、23年度で1,500千円、さらに23年度が終わりまして、次年度に引き継ぐ分としまして、1,300千円ほどになっております。 先ほどの、6月に支払っていただいた分を考慮しますと、大体1,100千円ほどに、年々下がってきているというようなことでございます。 また、決算書とですね、ここに書いてございます数字につきましては、還付未済等もございますので、数字が違っている部分がございますので、ご了承いただきたいと思っております。 特別徴収につきましては、死亡の場合に、年金の処理が行われるまでは還付ができないというようなことになっておりますので、還付未済が残っていくというようなこととなります。 次に、32ページの下の方ですけれども、3で重点施策としまして、広報活動に重点を置いております。広報紙には年2回ほど掲載をいたしております。 また、窓口ではリーフレット等を配布し、制度の内容を十分説明を行っております。 次に、保険料の収納率の向上でございますけれども、県下の平均収納率としましては99.02%でございます。筑前町の収納率は99.62%でございます。 引き続きまして、決算書について、ご説明申し上げます。 決算書の276ページをお開きいただきたいと思っております。 まず、歳出でございますけれども、1款総務費でございます。 1款1項1目一般管理費としまして1,037千円ほどでございますけれども、主なものとしまして、12節の保険証の郵送費でございます。 2項1目徴収費としまして、377千円を支出いたしております。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。263,739千円でございます。 内訳につきましては、備考に記載しているとおりでございます。 3款諸支出金でございますが、1項は過誤納金の還付金でございます。 次に、278ページでございますが、予算現額276,193千円に対しまして、支出済額266,039,711円でございます。 次に、歳入でございます。272ページでございます。 まず、1款でございますけれども、保険料でございます。 内訳につきましては、1款1項1目特別徴収保険料につきましては、124,343千円でございます。 これについては、調定を上回っておりますけれども、先ほど申しあげました還付未
--	---

	済を含んでいるためでございます。 2目普通徴収保険料につきましては、65,557千円でございます。 2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料が82千円でございます。 次に、繰入金でございます。 4款1項1目事務費繰入金としまして10,703千円、2目保険基盤安定繰入金としまして71,344千円を、それぞれ一般会計から繰り入れております。 次に、274ページでございます。 5款繰越金でございます。3,590千円を前年度より繰り越しております。 6款諸収入でございますが、諸収入はございません。 以上、歳入予算現額276,193千円に対しまして、収入済総額275,620,588円でございます。 次に、280ページをお願いしたいと思います。 実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額が9,500千円と例年より多くなっていますけれども、保険料分の負担金が、3月分までをもって計算されて支払っております。 23年度につきましては、4月以降の保険料収入が5,000千円ほどございましたので、この分が繰り越されたということで、この分については、24年度に支払うことになります。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	2点あります。 決算書の277ページ、1目保険料還付金、23節償還金利子及び割引料ですが、過誤納金還付金、これの件数を教えてください。 それと、資料のほうの32ページ、重点施策の中で、制度説明会開催1回、200人参加とありますが、どこでされたのか、対象者はどういった方かお尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	制度説明会でございますけれども、これにつきましては、老人クラブの幸せ学級に参加させていただいて説明をいたしております。以上でございます。 過誤納の件数につきましては、資料を持ち合わせておりません。後ほどご報告させてもらってよろしいでしょうか。
委員長	後ほど報告をお願いします。 河内委員
河内委員	制度説明会なのですが、毎年継続して行われる予定でしょうか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	今のところ、老人クラブのほうから依頼もございまして、やっておりますけれども、例年そういうことになるのかなというふうに思っておりますが。 もしそういう場が与えられないということであれば、別にまた考えていきたいというふうに考えております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	幸せ学級は夜須のほうの老人クラブ、新生学級、三輪のほうの老人クラブのほうには、説明には行かれていないんだろと思うんですが、合せてしたほうがいいんじゃないかなと思いますが、その辺の見解をお尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	委員言われますとおり、向うとの打ち合わせで、向こうのほうから、ほぼ依頼のほうがあるんですけれども、そういう形で行っておいりましたので、今度三輪の新生学級のほうにも声をかけたいというふうに思います。以上です。

委 員 長	福本委員
福本委員	同じ問題ということで、関連でお尋ねしたいと思いますが。 説明会の内容について、対象者が老人だということで、いわゆる後期高齢者はもちろん75歳以上が対象ということですが、やはり国保も含めた全般的な内容で、この内容説明をされるものか、もうあくまで後期高齢の制度だけを説明されるのか、この点について、お答えいただきたいと思います。
委 員 長	健康課長
健康課長	幸せ学級で行っています部分につきましては、今のところ後期高齢者部分でございます。 ただ、医療保険、その中には健康で長生きというような部分もございます。健診を受けていただくとかですね、そういう部分もございますので、共通している部分はあるかと思いますが、今のところそういうところでやっております。 ただ、あまり長い時間は頂けませんので、どちらかに絞らざるを得ないのかなというようなことは考えております。以上です。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、認定第3号「平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 認定第3号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、認定第3号「平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
委 員 長	続きまして、認定第4号「平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。 まず、決算審査特別委員会資料のほうから説明させていただきたいと思っております。 資料の33ページをお開き願います。 まず、1の総括といたしまして、現在の事務及び回収並びに債務者の状況につきましては、そこに記載しているとおりでございます。 この貸付事業は、平成13年度末の地対財特法の失効に伴いまして、廃止となっているもので、本町では平成4年度が最後の貸し付けとなっております。 償還期間が25年ですので、平成29年度が最終償還年度ということになっております。 今後とも滞納者と連絡を密にいたしまして、債務者意識の徹底を図りながら、生活状況に応じた返済計画の策定、並びに履行ということでの指導に当たっていきたいと思っております。 また、対応が困難な事例等につきましては、県の法律相談会で専門アドバイザーに相談しまして、指導を受けながら、回収に努めてまいりたいと考えております。 なお、平成20年度につきましては、補助率4分の3の事業を活用させていただきまして、法律相談並びに督促状等への氏名掲載について、弁護士と委託契約を結ばせ

	ていただいております。そして取り組みを強化しておるところでございます。 続きまして、中ほどの決算表でございますけれども、これは、決算書をまとめたものでございますので、決算書のほうで説明させていただきます。 その下の表が滞納件数でございます。 国費、県費、町費に分かれておりまして、貸付の種類が5種類あるわけですが、合計で84件、実人員で申しまして45人でございます。 町費の分につきましては、平成21年度で償還が完了しております。 次の34ページをお願いいたします。 回収状況を掲載しております。 上段、現年度分、元金、利子合わせまして、調定額8,378千円に対しまして、収入額4,524千円、回収率54%です。昨年度よりも5.84%増となっております。 その下、過年度分、元金、利子合わせまして、調定額が181,398千円、収入額が6,449千円、回収率3.56%です。昨年度よりも0.5%増となっております。 続きまして、決算書のほうで説明させていただきます。 決算書の233ページをお願いいたします。 歳出の1款1項1目一般管理費、支出済額614千円です。これは、普通旅費、消耗品費、通信運搬費、それから、業務に従事した職員給与の一部を一般会計に繰り出したものでございます。 次の2目財政調整基金費3,513千円、これは、基金の元金、利子の積立金でございます。予備費から利子積立に16千円を充用させていただいております。 次に、2款1項公債費です。これは、借入先の簡保生命保険機構のほうへの償還金でございます。支出済額10,107千円でございます。 支出済額の合計額、一番下ですが、14,235千円です。 次に、歳入のほうを説明いたします。 229ページをお願いいたします。 1款1項県補助金、収入済額が2,580千円です。 内訳としまして、1目の住宅新築資金等県補助金1,719千円、2目の償還推進助成事業補助金861千円でございます。 次の、2款1項財産運用収入、収入済額105千円です。財政調整基金の利子でございます。 次に、4款1項繰越金です。前年度からの繰越金で7,380千円。 続きまして、5款の諸収入です。 次のページをお願いいたします。231ページです。 2項貸付金元利収入、これが借受人から返済された金額でございます。 収入済額の合計10,973千円です。 歳入合計、一番下ですが、21,039千円です。 続きまして、235ページをお願いいたします。 実質収支に関する調書でございます。 収入総額21,039千円、歳出総額14,235千円、差し引き6,804千円です。実質収支といたしまして、6,804千円となっているところでございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	資料の33、34ページですが、滞納件数の中で、84件、昨年より3件ほど減つ

	ているんですが。 ４５人ということでしたが、この４５人のうち、保証人のついていない事例はいくつあるんでしょうか。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	人数ということでは整理しておりませんが、保証人のついてないものということで、件数でお答えさせていただきたいと思います。 まず、滞納８４件のうち保証人が２人ともに死亡、あるいは破産免責を受けた件数が２０件でございます。 それから、保証人２人のうち１人が死亡、または破産免責を受けたものが２９件でございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	２９年度、あともう５年ですね。本年度入れたら、まるまる４年しかないわけですが、元金残、利子含めて完済できる見通しはあるのか、お尋ねします。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 滞納ということで、金額だけ見ますと多すぎるというふうな印象があるかもしれませんが、貸付をしております、債務者の方と接触をいたしております。 やはりかなり、もう貸付当時から年数が経っていますので、高齢化ということで、年金で細々と生活されてある方でありましたり、自営業であっても、近頃の景気低迷ということで、非常に苦しいという生活実態の方もおられます。 ということで、生活の実態に応じましてですね、聞き取りというふうなことで、ずっとできるだけ分割ということでの償還をお願いしているところでございます。 でございますので、無理やりということもなかなか難しい状況ですので、平成２９年度までの完済というのは、非常に困難であると思っておるところでございます。
委員長	河内委員
河内委員	２９年度以降も引き続き完済していただくようには、手続きはされるんでしょうか。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	町といたしましては債権者ということで、債権を保持したままでございます。 ですから、時効にならないように細やかな対応を続けまして、平成２９年以降につきましても、請求を続けてまいるという形でございます。 なお、特別会計につきましても、解消ということにはなかなかならないようでございます、この辺も、今後また検討をですね、細かい打ち合わせをしながら、協議を具体的に進めていきたいと考えております。 聞いております話では、特別会計は廃止をせずに、受け入れて、その部分決算で、一般会計の中に繰り入れなさいというふうな指導も、過去あつておるようでございます。というふうなところでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、認定第４号「平成２３年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第４号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。

	したがって、認定第4号「平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をいたします。 2時40分から再開いたします。 (14:30)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:40)
委 員 長	それでは、認定第5号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 下水道課長
下水道課長	農業集落排水事業特別会計決算について、説明いたします。 別冊、決算書の240ページをお開きください。 歳入歳出決算事項別明細書の説明をいたします。 初めに歳入の説明をいたします。 1款1項1目農業集落排水事業分担金、収入済額820千円、これは、新規加入3件分でございます。 2款1項1目農業集落排水施設使用料、収入済額39,909千円、不納欠損額778千円でございます。 3款1項1目利子及び配当金、収入済額121千円、これは、農業集落排水事業基金に対する利子でございます。 4款1項1目一般会計繰入金、収入済額113,174千円、これは、一般会計の5款1項3目農業振興費からの繰入金でございます。 同じく2目基金繰入金、収入済額4,500千円、これは、農業集落排水事業基金からの繰入金でございます。 242ページをお開きください。 5款1項1目繰越金、収入済額1,124千円、前年度からの繰越金でございます。 6款1項1目延滞金、収入済額34千円、これは、使用料の延滞金でございます。 以上、歳入合計は、予算現額160,085千円に対して、収入済額159,748,213円でございます。 続きまして、歳出の説明をいたします。 244ページをお開きください。 1款1項1目農業集落排水施設管理費、支出済額56,042千円。 主なものとしまして、11節需用費12,081千円、主に浄化センター及びマンホールポンプ場の電気料、修繕料、薬品等の消耗品でございます。 13節委託料23,383千円、主に浄化センターの維持管理委託料、及び久留米市北野にあります両筑苑までの汚泥運搬委託料、管路施設の巡視点検、清掃業務等の委託料でございます。 15節工事請負費9,838千円、これは、栗田地区の污水管路工事1件、下水道管路施設埋設箇所の舗装補修工事費でございます。 19節負担金補助及び交付金5,682千円、主に両筑衛生施設組合による汚泥処理費の負担金でございます。 27節公課費566千円、消費税でございます。 1款1項2目基金費、支出済額121千円、これは、歳入の農業集落排水事業利子

	を基金に積み立てるものでございます。基金残高につきましては、294ページを参照願います。 次に、246ページをお開きください。 2款1項1目元金、支出済額69,081千円、これは、起債償還金の元金でございます。 同じく2目利子、支出済額33,610千円、これは、起債償還金利子でございます。 以上、歳出合計は、予算現額160,085千円に対し、支出済額158,945,765円でございます。 続きまして、平成23年度農業集落排水事業の実績報告書の成果と将来の課題について、説明をいたします。 平成23年度決算審査特別委員会資料の35ページをお開きください。 重点施策の方向でございます。 農業集落排水事業の整備は平成12年度で完了しており、浄化センター及び管路施設の維持管理、使用料徴収などの管理業務が中心となっています。 今後は経営の健全化を図るために、水洗化率及び使用料収納率の向上、浄化センター及び管路施設の適切な維持管理を行ってまいります。 具体的措置及び成果でございます。 1. 事業の概要は、表に記載のとおりでございます。 2. 収支決算の状況につきましては、先ほど決算書で説明いたしましたので、省きます。 3. 処理施設の状況は、表に記載のとおりでございます。 36ページです。 4. 水洗化の状況でございます。 平成23年度末の水洗化率は、上高場処理区87.78%、栗田処理区94.01%となっています。 5. 施設維持管理費は、上高場及び栗田浄化センター並びに管路施設の維持管理の経費で、36,566千円かかっております。 6. 受益者分担金の収納状況でございます。 現年度分100%、これは新規加入分で、一括納付としているためでございます。 7. 使用料の収納率ですけど、現年度分97.54%、滞納繰越分8.97%でございます。 37ページです。 8. 不納欠損です。 不納欠損は、使用料5件分、778,575円でございます。 内訳としましては、納付義務の消滅1件、執行停止期間中の時効完成によるもの4件でございます。 9. 地方債現在高の状況につきましては、先ほど決算書で説明いたしましたので、省かせていただきます。 将来の課題でございます。 まず1点目に、経営の健全化を上げております。 2点目に、上水道の普及に伴う料金制度の見直しを上げております。 3点目に、処理施設及び管路施設の適正な維持管理を上げております。 4点目、効率的な污水处理区の検討。 以上、4つを将来の課題として上げております。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。

	河内委員
河内委員	決算書240、241ページですが、基金繰入金4,500千円で上がっているんですが、294ページの特別会計、筑前町農業集落排水事業基金、23年度中増減高4,378,765円となっていますが、数字が違う理由を教えてください。
委員長	下水道課長
下水道課長	294ページに載っております部分につきましては、基金の利息を外した分で上げております。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、認定第5号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第5号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、認定第5号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
委員長	続きまして、認定第6号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 下水道課長
下水道課長	公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、説明いたします。 まず、決算書の説明から始めたいと思います。 決算書の253ページをお開きください。 初めに歳入のほうから説明させていただきます。 1款1項1目公共下水道事業負担金、収入済額112,339千円、不納欠損額2,149千円でございます。 2款1項1目公共下水道施設使用料、収入済額344,030千円、不納欠損額1,910千円でございます。 同じく2項1目手数料、収入済額700千円、主なものは1節の督促手数料でございます。 3款1項1目公共下水道事業費補助金、収入済額354,693千円、国からの社会資本整備総合交付金でございます。 4款1項1目公共下水道事業費補助金、収入済額1,000千円。 県からの同和地区排水設備施設等整備事業費補助金8戸分でございます。 255ページをお開きください。 5款1項1目利子及び配当金、収入済額340千円、これは、下水道事業基金に対する利子でございます。 6款1項1目一般会計繰入金、収入済額515,807千円、これは、一般会計の7款4項1目都市計画総務費からの繰入金でございます。 同じく2目基金繰入金、収入済額6,600千円、これは、下水道事業基金からの繰入金でございます。 7款1項1目繰越金、収入総額3,330千円です。前年度からの繰越金です。 8款1項1目延滞金、収入済額766千円です。負担金、使用料の延滞金です。 次に、257ページをお開きください。

	9款1項1目公共下水道事業債、収入済額353,500千円でございます。 以上、歳入合計、予算現額1,726,381千円に対し、収入済額1,693,353,260円でございます。 続きまして、歳出の説明をいたします。 259ページをお開きください。 1款1項1目公共下水道施設管理費、支出済額289,875千円、主なものといたしまして、8節報償費6,555千円、これは、接続推進奨励金172件分、及び受益者負担金の全納報償金170件分でございます。 11節需用費32,211千円、主に三輪中央浄化センター、及びマンホールポンプ場の電気料など光熱水費、修繕料、水処理薬品などの消耗品費でございます。 13節委託料81,292千円、主に三輪中央浄化センターの維持管理委託料、脱汚泥処分及び運搬委託料、管路施設の巡視点検、清掃業務委託料、下水道管路施設台帳更新業務委託料等でございます。 261ページをお開きください。 15節工事請負費3,096千円、主なものは、事業所等の量水器設置工事費及び雨水排水路の維持管理工事費でございます。 19節負担金補助及び交付金124,815千円、主なものは、福岡県に支払いました夜須地区の宝満川浄化センターにおける維持管理負担金でございます。 27節公課費3,393千円、消費税でございます。 2款1項1目公共下水道施設整備費、支出済額773,927千円でございます。 263ページをお開きください。 主なものといたしまして、11節需用費588千円、コピー用紙、OA機器の消耗品費、公用車等のガソリン代でございます。 13節委託料23,389千円、雨水管渠の実施設設計など、4件分でございます。 14節使用料及び賃借料3,888千円、主にコピー機、設計積算システム、公用車のリース料でございます。 15節工事請負費696,952千円、内容は、三輪中央浄化センター3系列目の建設工事費、污水管渠工事5件、雨水管渠工事11件、排水設備工事3件、これは、公共ますの新設工事ですが、47カ所設置しております。付帯工事につきましては、路面に補修工事でございます。 19節負担金補助及び交付金6,386千円、主なものは、流域下水道建設負担金と夜須地区の同和地区排水設備工事費補助金9件分でございます。 3款1項1目の元金、支出済額364,923千円、これは、起債償還金の元金でございます。 同じく2目利子、支出済額259,782千円、起債償還金利子及び一時借入金の利子でございます。 次に、265ページをお開きください。 以上、歳出合計は、予算現額1,726,381千円に対し、支出済額1,688,849,898円、翌年度繰越額21,000千円となっております。 次に、平成23年度の公共下水道事業実績報告書の成果と課題について説明をいたします。 決算審査特別委員会資料の38ページをお開きください。 重点施策の方向でございます。 筑前町の公共下水道事業は、旧夜須町を宝満川上流流域関連公共下水道、旧三輪町を単独公共下水道により整備を進め、平成23年度末をもって、下高場の小隈地区と四三嶋の屋形原地区を除きましてほぼ完了し、公共下水道計画区域内の普及率は約99%となっております。県内60市町村中、上から11番目の高整備水準となりました。
--	---

	た。 平成23年度は普及促進のため、砥上の一部など管路施設工事で約0.3kmの污水管の整備を行いました。また、浸水被害解消のために、新町第2雨水管線、これは上高場から高上に向かう雨水管線ですけど、これの整備、あと原地蔵地区の雨水整備、それと野町地内の水路整備を行っております。 また、三輪中央処理区の水洗化の促進に伴う流入水量の増加に対応するため、平成22年度から実施をしております三輪中央浄化センターの3系列目の工事が、23年度をもって完了いたしました。 具体的措置及び成果でございます。 1番の事業の概要は、表に記載のとおりでございます。 2番、決算収支の状況につきましては、先ほど決算の説明をいたしましたので、省きます。 39ページをお開きください。 3. 処理施設の状況でございます。表に記載のとおりでございます。 4. 普及状況でございます。 計画区域の普及率は、宝満川上流流域処理区97.57%、三輪中央処理区100%、全体で98.6%となっております。 5. 水洗化の状況でございます。 平成23年度末の水洗化率は、宝満川上流処理区81.07%、三輪中央処理区86.42%、全体で83.17%となっております。 6. 施設の維持管理費でございます。 三輪中央浄化センターの維持管理費、夜須地区分の流域下水道維持管理負担金など、総額で239,120千円となっております。 40ページです。 同和地区排水設備工事補助金交付は、10件を行っております。県補助金1,000千円、町補助金2,900千円、合計3,900千円です。 8. 流域下水道建設費負担金、県事業分の筑前町の負担分でございます。 9. 受益者負担金の収納状況でございます。 平成23年の現年度分93.92%、滞納分21.82%となっております。 10. 使用料の収納状況です。 現年度分97.79%、滞納繰越分15.85%となっております。 11. 不納欠損でございます。 受益者負担金59件で2,149,830円、下水道使用料が23件で1,910,279円です。 不納欠損の事由につきましては、44ページに記載しておりますように、納付義務の消滅によるもの1名、執行停止期間中の時効完成によるもの32名、時効完成によるもの6名でございます。 12. 地方債現在高の状況につきましては、先ほどの決算書の説明のとおりですので省かせていただきます。 41ページをお開きください。 将来の課題でございます。 まず、1点目に、夜須地区の宝満川上流流域関連公共下水道の整備完了、2点目に浸水地区の解消、3点目に経営の健全化、4点目に上水道普及に伴う使用料金制度の改定、5点目に三輪中央浄化センターの高度処理及び処理水の有効利用、6点目に効率的な汚水処理区域への変更検討を上げております。以上、6点を上げております。 参考といたしまして、福岡県が実施しております宝満川上流流域下水道事業の全体計画と進捗状況を記載しておりますので、ご参照をお願いします。
--	---

	以上で、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	資料の40ページです。 7番の同和地区排水設備工事補助金交付、1件当たり390千円の補助がされているわけですが、23年度までは補助をするというふうに言われていたように思うんですが、24年度以降、地区に対する補助はなくなるというふうに認識してよろしいのでしょうか。
委員長	下水道課長
下水道課長	同和地区排水設備工事の補助につきましては、23年度をもって終了いたしますので、24年度以降は予算にも上げておりませんし、ありません。
委員長	河内委員
河内委員	あと44ページ、不納欠損のところでお尋ねしたいんですが、公共下水道はもう繋いでしまっているから、否が応でも下水道に水は流れるわけですよね。 時効完成して不納欠損に落した家庭の水も、やはりその後もずっと流れるわけじゃないですか。その分に対する対応というんですか、そういうのは何か特別考えてあるのか、お尋ねします。
委員長	下水道課長
下水道課長	不納欠損ですけど、すべて時効で落としたというわけではございませんで、相続人が全員相続を放棄されたとか、あと住所はここにあるんですけど、居所が不明の方、要するに空き家になって誰もいないとかですね、あと生活困窮による執行停止、これにつきまして、一応不納欠損をいたしている状況でございまして、今言いました、不納欠損しても下水道はそのまま流れるということですけど、下水道自体が止めるような制度ではございませんので、それはもういたし方のないことだと認識しております。
委員長	河内委員
河内委員	今、課長、それはいたし方ないことだと認識しているとおっしゃいましたが、そういうわけにはいかないんじゃないですか。 何か手立てを取らないと、不納欠損で払わなくて済んだ人は、また、こういう時効なり納付義務の消滅ですか、そういうのになったら、また払わなくてよくて、また勝手に流せるというふうになると思うんですが、その辺、いたし方ないで済ませていいのでしょうか。
委員長	下水道課長
下水道課長	不納欠損する前にですね、一応差し押さえとか、そういったことはやっておるんですよ。どうしてもやむを得ずですね、もう回収の見込みがないところについてのみ不納欠損いたしております。 その生活権が保障されていますので、憲法上もですね、それを止めるとかいうことはできないと、私は思いますけど。 現年度分につきましては97%ぐらい、支払いをされておりますので。 一番多いのが滞納繰越分で、過去の分がですね、延滞金とか督促料がまだずっと付いていって、かなり高額になってですね、それでちょっと支払いが困難になっているというところもございます。 そういう方につきましては、分納誓約と言いまして、月に1千円でも3千円でもですね、払える、要するに生活の中から出せる分、払える分を払ってくださいということで、一応お願いはしているところでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。

	これから、認定第6号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第6号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、認定第6号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
委員長	続きまして、認定第7号「平成23年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を、議題とします。 水道課長
水道課長	水道事業会計決算書と資料の付属書類のご準備をお願いいたします。 それでは、平成23年度筑前町水道事業会計決算について、説明いたします。 別冊の水道事業会計決算書をお願いいたします。 最初に9ページです。 水道事業報告について、説明をいたします。 1の概要でございますが、平成17年度から創設事業を開始し、7年を経過、事業費ベースで約74%が完了をしております。 23年度は二、朝日、中牟田などの配水管布設工事を行い、配水区域を広げました。 また、翌年度以降の配水管布設工事の調査設計、栗田配水場の電気設備の調査設計を行っております。 工事に伴う地元説明会などで、水道普及促進を行い、水道事業の加入は23年度末で3,406件であり、整備済み区域の約50%の方が加入をしてあります。 給水条件につきましては、あとの3.業務のところの説明をいたします。 次に、経理の状況でございます。 23年度の損益は64,218千円の純損失となっております。 営業収益は前年度に比較しまして41,000千円ほど増えてはいますが、減価償却費などの営業費用も増加しているために、損失が出ております。 詳細につきましては、決算書で説明いたしますが、今後より一層加入の促進、経費節減に努めてまいりたいと思います。 次に、11ページをお願いします。 工事の概要です。 11ページから14ページにかけて、建設工事の概要について記載をしております。 配水管布設工事を21工区に分けて、50ミリから200ミリの配水管を約32km実施をしております。 併せまして、給水装置を918カ所、消火栓を51カ所設置をしております。 11ページから14ページに建設工事の概要について、記載をしております。 本年度工事費欄の上段が最終契約額で、カッコ書きは、うち給水装置工事費分でございます。 一般会計の4款衛生費からの支出となっております。 15ページをお願いいたします。業務の状況です。 業務量の23年度末給水人口は6,180人で、普及率が21.1%、前年度に比べ6.4%増加しています。

	年間配水量は673,526^mで、前年度比15.94%増加しています。 年間有収水量、料金徴収の対象となった水でございますが、342,722^mで、前年度比41.25%増加しております。 1^m当たりの給水単価は、263.65円、給水原価は911.71円です。 給水単価は前年度とほぼ変わりませんが、給水原価は前年度に比べまして、164円ほど安くなっております。 16ページをお願いします。 16ページは事業収入及び事業費に関する事項でございます。 事業収入248,245千円に対し、事業費用が312,463千円、差し引き64,218千円の損失となっています。 損失額は前年度に比べ18,264千円減少し、わずかではございますが、改善をされています。 17ページ、会計の状況です。 17ページから19ページの中段にかけまして、重要契約の趣旨を、工事と設計委託に分けて掲載をしておりますので、ご参照をお願いいたします。 19ページから20ページにかけまして、企業債及び一時借入金の概要について、記載をしております。 企業債の23年度の借入額は486,000千円です。23年度から元金の償還が始まり、年度末の残高は2,215,359千円となっています。 一時借入金は、予算第6条で定められた限度額以内の963,000千円を運用資金として一般会計より一時借入を行っております。 24ページです。 固定資産の明細でございます。 23年度末の残高は5,554,216千円です。 25ページをお願いします。 先ほど説明しました企業債の明細書でございます。 続きまして、水道事業の決算報告について、説明をいたします。 1ページにお戻りを願います。 1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出については、25ページの次に付けております、先ほどの別冊の資料ですね、の付属資料と合せてご覧をいただきたいと思います。 決算額を節ごとに記載しておりますので、合せて参照をお願いいたします。 金額は、消費税を含む額でございます。 1の収益的収入及び支出です。 水道事業収益289,396千円に対し、水道事業費用316,565千円、差し引き27,169千円の損失です。 収入の営業収益の決算は、別冊資料の1ページでございますけれども、水道使用料が94,873千円、加入金などのその他営業収益が74,073千円、予算に対しまして3,208千円の増収となっております。 営業外収益の決算は、予算額に対して9,130千円の増額となっております。 主な理由としましては、消費税還付金の増によるものでございます。 支出の営業費用の決算額は282,358千円で、予算額に対して2,951千円の不用額が出ています。 主なものは、県南広域水道企業団の受水費及び建設負担金、四三嶋調整池の電気料、人件費、機器のリース、水道メーター検針の委託料などでございます。 営業外費用は企業債利息などで、決算額34,206千円でございます。 次に、2ページの資本的収入及び支出です。
--	--

	資本的収入の決算額は1, 112, 939千円、予算額に対して4, 112千円の減収になっています。 資本的支出の決算額も同額で、資本的収入から資本的支出の差し引き0円でございます。 収入の内訳は、企業債486, 000千円、出資金300, 000千円、これは、一般会計の予算の衛生費から建設改良に係る出資金で、国庫補助対象事業費の3分の1でございます。 国庫補助金300, 000千円、補助率は3分の1でございます。 他会計補助金7, 619千円、一般会計予算の衛生費から建設改良事業運営に係る経費の補助金です。 他会計負担金18, 690千円、一般会計予算の消防費から消火栓設置に係る経費の負担金でございます。 建設負担金630千円、これは、給水開始区域における配水管布設工事を新たに行った部分の、加入者からの負担金でございます。 次に、支出の内訳です。 建設改良費1, 112, 939千円、内訳は、別冊資料の5ページにあります、測量設計委託費10, 883千円、工事費1, 084, 537千円、人件費等の事務費15, 467千円、量水器の購入費1, 511千円です。 借入金償還元金540千円、企業債元金の償還金です。23年度から償還が始まっております。 続きまして、財務諸表について、説明いたします。 3ページをお願いします。 損益計算書です。 23年度中における収益と、これに対する費用を消費税抜きで記載した、経営成績を示すものでございます。 営業収益から営業費用を差し引き、116, 535千円の営業損失となっております。 営業外収益から営業外費用を差し引き、52, 317千円の収益で、経常損失、当年度純損失は64, 218千円です。 前年度繰越欠損金を加えますと、当該年度末処理欠損金が177, 010千円でございます。 23年度の損失の主な理由としましては、県南広域水道企業団の建設負担金を23年度から水道会計より支出するようになったこと、減価償却費及び企業債利息の増額等によるものでございます。 4ページです。 剰余金計算書及び欠損金処理計算書です。 24年度4月1日に地方公営企業法の一部が改正されまして、条例の定めるところによるか、また、議会の決議により、利益及び資本剰余金を処分できることになったため、23年度分から様式が変わっております。 剰余金計算書の資本剰余金、他会計補助金は一般会計からの補助金、その他資本剰余金は一般会計からの負担金と建設負担金です。 受贈財産評価額の58, 374千円は、朝倉市からサン・ポートに配水をしていました水道管を、筑前町に無償譲渡を受けましたので、その評価額でございます。 利益剰余金は、3ページの損益計算書からの計上です。 年度末の資本剰余金合計は1, 967, 164千円でございます。 欠損金処理計算書のとおり、処分を行った資本剰余金等はございません。 5ページをお願いします。
--	---

	貸借対照表です。 ２３年度末における資産、負債及び資本について、表示しています。 資産の部です。 固定資産合計５，５５４，２１６千円、流動資産合計１７８，５０８千円です。 未収金１６６，０９４千円の主なものは、国庫補助金、消費税還付金です。 資産合計は５，７３２，７２５千円です。 負債の部。 流動負債９４，８８７千円、主なものは、工事請負費の未払金などです。 流動資産から流動負債を引いた正味運転資本は８３，６２１千円でございます。 次の資本の部です。 資本金合計３，８４７，６８４千円です。一般会計からの出資金と企業債の累計額でございます。 剰余金の資本剰余金と利益剰余金は、４ページの剰余金計算書からの計上でございます。 剰余金合計は１，７９０，１５３千円です。 資本金と剰余金を合わせました資本合計は５，６３７，８３７千円です。 負債、資本の合計は、資産と同額の５，７３２，７２５千円でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	決算書の２ページの収入で、第４項他会計補助金、第５項他会計負担金、それぞれ衛生費と消防費の中からということでしたが、決算書で見つけられないので、どこに載っているか、教えてください。
委員長	水道課長
水道課長	お答えいたします。 一般会計歳入歳出決算書の１１０ページをお願いいたします。 まず、衛生費のほうで、操出金につきましては、１９節の上水道事業繰出負担金とですね、衛生費からの給水工事の負担金が１２２，６０８，５００円でございます。 消防費のほうで１４０ページでございます。 １９節の消火栓工事費負担金１８，６９０千円。 他会計補助金の７，６１９千円は、先ほど言いました金額の中の一部には県南の出資金が含まれておりますので、それを除いた金額が７，６１９千円になります。 失礼しました。 給水工事の部分じゃなくてですね、給水工事は直接衛生費から引かれますので、失礼しました。 ７，６１９千円は、１９節の負担金補助及び交付金、この中の９４，７６２千円の中に、高料金対策が一部含まれておりまして、それを除いた部分が７，６１９千円でございます。以上でございます。
委員長	質疑が終わりそうです。 これから、認定第７号「平成２３年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委員長	異議なしと認めます。 認定第７号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）

委員長	挙手全員です。 したがって、認定第7号「平成23年度筑前町水道事業会計決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
委員長	続きまして、認定第8号「平成23年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	平成23年度工業用地造成事業特別会計について、ご説明を申し上げます。 歳入歳出決算のほうからご説明申し上げます。 歳入歳出決算書の281ページからでございます。 歳入歳出決算書の281ページからでございますが、歳入歳出いずれも執行項目が少ないため、歳入歳出決算の事項別明細書でご説明を申し上げます。 285ページの歳入をお願いいたします。 歳入は、4款1項1目繰越金のみで、当初予算額1,855千円に1,214千円を増額補正し、予算現額は平成22年度予算の次年度繰越額3,069千円で、調定額、収入済額ともに同額でございます。 続いて、287ページ、1款1項1目工業団地造成事業費として884千円を執行いたしました。 内訳です。 9節旅費は愛知県岡崎市のマルヤス工業へ企業訪問時の旅費2名分です。 11節需用費20千円は、福岡県企業情報誌の年間購読料です。 15節工事請負費798千円は、企業誘致ゾーン内の調整池及び水路等の維持管理に要した経費です。 2款予備費200千円は、支出予定がなかったため、全額不用額とし、次年度に繰り越しを行います。 3款諸支出金は、平成23年度12月議会定例会で、予算増額補正の承認を受けた平成22年度決算の次年度繰越額から当初予算を除いた差額、1,214千円全額を一般会計へ繰り出しました。 歳入総額3,069千円、歳出総額2,099千円、歳入歳出差引残額970千円は、決算承認後、平成24年度へ繰越処理を行います。 引き続きまして、決算特別委員会の資料をお願いいたします。 50ページでございます。 まず、重点施策の方向です。 町では福岡県が推進する北部九州自動車150万台先進生産拠点推進構想と連携し、企業誘致活動を通じて、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るため、主要地方道久留米・筑紫野線沿線の四三嶋地区を企業誘致ゾーンと定め、この地区のもつ交通利便性を活かして、企業誘致活動を推進していますが、新たな企業進出を見いだせない状況にあります。 次に、成果及び将来の課題についてです。 成果といたしましては、先行指定企業誘致ゾーン内の土地を取得しましたマルヤス工業株式会社に、具体的な工場建設の動きはありませでしたが、株式会社岐阜多田精機が平成23年12月に株式会社福岡多田精機の社屋及び第1期工場建設に着手したことは、町にとって明るい話題となっております。 次に、将来の課題としては、本町への事務所機能に移転する株式会社福岡多田精機には、県企業立地課と連携して、本格操業に向けた支援施策を講じる必要があります。 また、四三嶋地区企業誘致ゾーン内の分譲可能農地約7.2haの開発方針及び農振除外の手法について検討するとともに、誘致企業を特定業種に限定せず、様々な業

	種に分散するなど、新たな戦略が求められております。 契約を締結した件名は、3に記載する調整池及び水路維持工事の1件のみでございます。 以上、説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	資料の50ページです。 将来の課題について、最後ですが、四三嶋地区企業誘致ゾーン内の分譲可能農地の開発方針及び農振除外の手法について検討するというのが、将来の課題とありますが、去年も同じことを言っていたんですね。 検討はされたのか、お尋ねします。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	結論から申し上げます。検討いたしております。 マルヤス工業の工場進出が見込めないままでですね、新たな造成を行うことの必要性があるのかということが、検討の協議の中でも常に言われております。 その反面、企業打診等があっても、農振除外の手続きをし、造成し、造成地を売却までの間に相当の期間、約2年以上かかっておりました。 これがありますために、企業が求める即時の対応が非常に困難ということで、農振除外地をですね、企業誘致ゾーン内、他にも三輪地区にある部分を除外するとか、いろいろな検討も行ってきたわけでございますけれども、非常に難しい状況があるということでございます。 これからも、この件が一番大きな課題ということで、引き続き取り組んでいきたいと思っております。
委 員 長	宮原委員
宮原委員	このマルヤス工業に販売して約3年になりますけれども、現在は塩漬け状態ということで、固定資産税は入っておるということでございますけれども、予算上は、訪問もされておるということですが、そこら辺の内容というのですかね、相手のあることですが、相手の受けた感じ、相手から受けた感じ、どのような状況であったか、お知らせください。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	旅費のところでもご説明申し上げましたけれども、昨年の10月5日から6日、岡崎市のほうのマルヤス工業のほうに訪問いたしましたおりの、非常に厳しい状況というのは、議会の中でも申し上げたと思いますが。 マルヤス工業が取得しております土地につきましては、小郡市にあります株式会社マセックの第2工場としての位置付けで、用地取得がなされたということでございます。 その分につきましては、今年の4月にですね、マセックのほうの副社長が交代になったということの情報を得ましたので、6月に会社のほうに、会社の状況を聞くためと、それと副社長が代わられたということで、ごあいさつも兼ねて行ってまいりましたが。 新工場の立ち上げに副社長としてここに赴任したのは、新工場の立ち上げに私が任命されたということの意識を持っての赴任ですということは、力強い言葉は頂いておりますけれども。 しかしながら、マルヤス工業に行ったときの担当専務の話は、非常に厳しいものであったことも、付け加えて報告とさせていただきます。
委 員 長	宮原委員

宮原委員	状況は非常に厳しいということでございますけれども。 その後ですね、かなり自動車業界も好転をしているという状況が出てきております。 例えば久留米地区には、今月9月7日の西日本新聞に載っておりましたけれども、ダイハツ工業が久留米では増強するというような格好で、かなり1.5倍ぐらい生産を増やして、120人ぐらい採用するというような、非常に自動車業界もちょっと好転をしているという状況でありますので、今後ですね、ちょっといろいろと大変だとは思いますが、非常に県と、県の情報も含めてですね、積極的にですね、やはりこの企業誘致というのは、豊洋精工なんかは、もう1千万ぐらいの税収があるということでございますので、積極的な取り組みをよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、認定第8号「平成23年度筑前町工業用地造成事業特別会計決算の認定について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 認定第8号は、認定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、認定第8号「平成23年度筑前町工業用地造成事業特別会計決算の認定について」は、認定すべきものと決定しました。
閉 会	
委員長	本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの審査が全部終了しました。 町長
町 長	お礼を申し上げます。 平成23年度のすべての会計提案いたしましたところ、すべて可決、承認いただきました。誠にありがとうございました。 1つだけ、非常に全会計を見まして感じましたことは、まちづくりの住みやすさのバロメーターの1つは、私は人口ではなかろうかと思っております。 合併しましたおり、筑前町の人口は29,353名でございました。国調人口でございます。 それが4年後には29,193人と、160人減になりました。年間に平均いたしますと40人の減でございます。 その後また回復をいたしまして、今、24年の4月1日現在で、国調ではございませんけれども、29,228人と、22年の10月からは30人ほどの増になっているということでございます。 極めて重要でございまして、人口増というのは町の活力でもございます。併せまして、様々に地方交付税等々もですね、この国勢調査の人口がベースになって、需要額等が算定されるケースが多ございます。 そういった意味において今後2年間、やはり本町が10周年になるときの人口というのが、非常極めて重要だと、私は考えております。 そのおりに今よりも人口が増になっておることが、1つは様々な会計でですね、すべて分母は人口でございます。負担する人が1人でも多いほうが、事業の運営は容易でございます。また、そのことを前提として運営計画がなされているところでもござ

	います。 だから、まずはやはり人口がですね、やはりどうやったら魅力あるまちづくりになっていくのかということを推進していくことが、すべての会計にとってもよろしいし、町の活力にもなり得るということを、今日も実感した次第でございます。 ぜひ目標としてですね、少子化対策、高齢者対策等々を講じながら、人口増のまちづくりを創っていく、人口減の日本社会においては極めて稀でもございますけれども、やはりある程度の人口増は、町の活力だと考えるところでございます。 幸いにして、社会的あるいは防災的にも恵まれた地域でもございます。ぜひ、皆様方にとって、この行政政策がですね、そういった効果を生むように努力をしていきたいと、そのように感じたところでございます。 本日の決算審査、誠にありがとうございました。
委員長	どうもありがとうございました。 それでは、これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会します。お疲れ様でした。 (15:43)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 委員長 天野 勉